

官報 号外 昭和二十九年三月十七日

○第十九回 参議院会議録第十九号

昭和二十九年三月十七日(水曜日)午前
十時五十八分開議

議事日程 第十九号

昭和二十九年三月十七日
午前十時開議

第一 防衛庁設置法案及び自衛隊
法案(趣旨説明)

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准
について承認を求めるの件、農産物の購入に関する日本国とアメ

メリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、農
経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締
結について承認を求めるの件及び投資の保証に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及
び投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の
締結について承認を求めるの件。

第七 外務省設置法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第八 簡易生命保険法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第九 國際連合総会の定めた条件
を受諾して國際司法裁判所規程
の当事国となることについて承
認を求めるの件(衆議院送付)

第十 在額總計算書議決報告書
昭和二十七年度國有財産増減及び現
況總計算書議決報告書

日本国とインドネシア共和国との間
の沈没船舶引揚に因する中間賠償協
定の締結について承認を求めるの件

日本国とマニラとの間の協定の締
結について承認を求めるの件

一昨十五日内閣から予備審査のため左
の議案が送付された。よつて議長は即
日これを予算委員会に付託した。

昭和二十八年度一般会計予算補正
(第3号)

昭和二十九年度特別会計予算補正
(特第1号)

第三 地方税法の一部を改正する法
律案、入場料与税法案、昭和
二十九年度の揮毫油鹽手税に因
する法律案及び地方財政平衡交
付金法の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

第四 日本国とインドネシア共和
国との間の沈没船舶引揚に因す
る中間賠償協定の締結について
承認を求めるの件(衆議院送付)
(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を内閣委員会に付
託した。

昭和二十九年三月十七日 参議院会議録第十九号 議長の報告 会議 議員派遣の件 防衛庁設置法案及び自衛隊法案(趣旨説明)

第五 第二次世界大戦の影響を受
けた工業所有権の保護に関する
日本国とデンマークとの間の協
定の締結について承認を求める
の件(衆議院送付) (委員長報告)

第六 國際連合総会の定めた条件
を受諾して國際司法裁判所規程
の当事国となることについて承
認を求めるの件(衆議院送付)

第七 行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案 同日委員長から左の報告書を提出し
た。

第八 國家公務員法の一部を改正する法律
案 同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

第九 運輸省設置法の一部を改正する等の
法律案 同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

第十 航空法の一部を改正する法律案
案可決報告書 同日委員長から左の報告書を提出した。

第十一 簡易生命保険法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第十二 國際連合総会の定めた条件を受諾し
て國際司法裁判所規程の当事国とな
ることについて承認を求めるの件(議
決報告書)

第十三 在額總計算書議決報告書
昭和二十七年度國有財産増減及び現
況總計算書議決報告書

日本国とマニラとの間の協定の締
結について承認を求めるの件

日本国とマニラとの間の協定の締
結について承認を求めるの件

一昨十五日内閣から予備審査のため左
の議案が送付された。よつて議長は即
日これを予算委員会に付託した。

昭和二十八年度一般会計予算補正
(第3号)

昭和二十九年度特別会計予算補正
(特第1号)

第三 地方税法の一部を改正する法
律案、入場料与税法案、昭和
二十九年度の揮毫油鹽手税に因
する法律案及び地方財政平衡交
付金法の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

第四 日本国とインドネシア共和
国との間の沈没船舶引揚に因す
る中間賠償協定の締結について
承認を求めるの件(衆議院送付)
(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を内閣委員会に付
託した。

昭和二十九年三月十七日 参議院会議録第十九号 議長の報告 会議 議員派遣の件 防衛庁設置法案及び自衛隊法案(趣旨説明)

予算委員 新谷寅三郎君 千葉 信君 小林 政夫君

同 同

懲罰委員

鶴田 得治君

新谷寅三郎君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

改め、自衛官等の定員を増加すると共に、新たに航空自衛隊を設けることとしたし、且つその任務として、外部からの侵略に対する我が国の防衛を明確に規定する等の目的を以て、保安庁法を改正して防衛庁設置法及び自衛隊法を制定せんとするに至つた次第であります。

次に、両法案の内容の概略について申述べます。先づ防衛庁設置法案について御説明いたします。防衛庁は総理府の外局として設置するものでありまして、我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つことを目的とし、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、運営し、これに関する事務を行ふことを任務とするものであります。(「ゆづくりやれ」と呼ぶ者あり)防衛庁の長は、従前の通り國務大臣を以て充てるものであります。が、今回内閣部局に新たに教育局を加えますと共に、防衛庁の所掌事務に關する基本の方針の策定について長官を補佐する参考官の制度を設けることといたし、他面従前ありました内部部局の課長以上の職に対する制服職員の経験者の任用制限は、これを設けないことといたしました。

大筋において米国政府の見解と一致することを確めました。これが即ち昨年六月二十四日及び二十六日の私とアリソン米国大使との間の往復書簡であります。当時御報告いたした通りであります。

政府といたしましては、この基礎に立つてMSA援助が我が国防衛力增强に役立ち、我が国の経済にも好影響をもたらすものと判断し、而も我が国の憲法その他の法規の範囲内にこれを受け得るものと認めましたので、昨年七月十五日より交渉を開始するに至つたのであります。この間の交渉につきましても、本会議等において中商報告をいたしましたほか、委員会の論議に際しましてもでき得る限り御説明をいたしました。この協定が我が國の上にも慎重を期し、この協定が我が國の政治及び経済に及ぼす各般の影響について十分なる考慮を加えつつ折衝を続けて参つたのであります。

その結果、今般両国政府間ににおいて合意せられたるに至りました日米相互防衛援助協定は、米国がすでに他国と締結している同種協定と大綱において同様な形式及び内容を有しておりますが、又同時に、我が国特殊事情に鑑み、諸外国の例に見られない二、三の規定も設けておるのであります。

今回の協定は十一カ条、その附屬書は七項目より成つております。その内容はすでお手許に差上げてあります。

る協定文に明らかにあります。

一、援助の供与及びこれに関連する免稅その他の措置
二、我が国生産物の譲渡

ソノ米国大使との間の往復書簡であります。当時御報告いたした通りであります。

政府といたしましては、この基礎に立つてMSA援助が我が国防衛力增强に役立ち、我が国の経済にも好影響をもたらすものと判断し、而も我が

ソノ米国大使との間の往復書簡であります。当時御報告いたした通りであります。

ソノ米国大使との間の往復書簡であります。当時御報告いたした通りであります。

三、秘密の保持及び公報活動

四、産業上の技術的情報の交換

五、軍事顧問団及び行政事務費

六、MSA第五百十一条(a)項のいわゆる六条件

七、憲法及び安全保障条約との関係

等の規定を含むものであります。

今その主たる点について御説明をいたしますと、先ず第一に、相互安全保障法第五百十一条(a)項に掲げられました六条件に関する御説明をいたしますと、我が國としてもこれを受諾しても何ら差支えないものと考えましたので、これを挿入いたしました。この条件中には、憲法との関連におきまして、国内の一部にとかくの議論をされる向きもありましたので、念のためこの協定の実施が日米両国それ／＼の憲法の条章に従つて行われる旨を明確にいたし、解釈上疑義の余地なきを期した次第であります。又我が国がこの協定上負うべきいわゆる軍事的義務とは、日米安全保障条約に基く義務以外に何ら新らしい義務はないのであります。又しば／＼論議されたる海外に部隊を派遣するや否やといふがごときことは、勿論MSA援助とは何ら關係のない、もつばら我が国の決定する問題であります。この点につきましても、國內で懸念する向きもありましたので、本協定は如何なる意味でも海外派遣を含むものでないと認めました。

次に、相互安全保障法第五百五十条

平和を尊厳する国との貿易統制につけて

いたしました。この点に関し、明文を掲げることを過例としているの

であります。又我が國の国連協力の方針からしましても、この程度のことは約束して差支えないと認めました

が、本院の決議の次第も十分に尊重いたしました。本問題はこれを附属書に落し、我が国としては、この目的のために米国及びその他の平和愛好国と協力する旨を規定するにとどめた次第であります。

又、軍事顧問団につきましては、その自分を大使の指揮下に置くよう取り組め、その員数及びこれに被援助国が提供すべき行政事務費につきまして、我が財政状況にも鑑みまして、これを最小限度にとどめた次第であります。

なお附屬書は、援助の内容、義務の標準化及び行政事務費の金額並びにその取扱い等、協定本文の細目取りきめ七項目について規定しております。

以上の諸点は、特に交渉の過程において経済の安定が不可欠の要素であることを明らかにいたし、又米国政府は、

も意外に長引いたのであります。我が

國の特殊事情に対する考慮は十分に鑑

り込み得たものと信ずるのであります。

なお、本協定に基きまして、装備の返還に関する取りきめも同時に定められましたが、これは我が國に供与された装備等が不要になった場合の処分方法につき規定するものであります。

次に、相互安全保障法第五百五十条

全保障法関係諸協定は、全体といたしまして、先ず我が國の防衛力を強化し、併せて我が國産業の発展に資せんとするものであり、而も我が國現行憲法その他の法規の範囲内で実施され

るが、たゞ／＼予算編成期に当り、明年度の我が國自衛力増強計画も明確になります。この協定はもとより防衛援助の性格を持つものであります。かかる規定を設けることに

より附隨的なりとは言え、今後この協定の実施が我が國経済に好影響を及ぼすものと確信いたしております。

すものと約してあります。この協定はもとより防衛援助の性格を持つものであります。かかる規定を設けることに

より附隨的なりとは言え、今後この協定の実施が我が國絏済に好影響を及ぼすものと確信いたしております。

官報(号外)

4

(趣旨説明)
以上四案につき、国会法第五十六条の二の規定により、内閣からその趣旨説明を求めます。塙田国務大臣。

〔國務大臣塙田十一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(塙田十一郎君) 只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案並びに昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律について、その提案理由及び内容の概略を御説明申上げます。

現行地方税制は、シャウブ勧告を基礎として、昭和二十五年に制定されたものであります。その一部は未だ実施に移されない等、世上に相当の批判もありますので、政府におきましては、鋭意これが検討を加えると共に、特に地方制度調査会を設置いたし、その具体的な改革の方法を諮詢いたしましたところ、先般その答申がなされました。ここで提案いたしました法律案は、いずれもおおむねこれらの答申の趣旨に附つて立案されたものであります。第一は、地方団体の自立態勢の強化に資するため、独立財源の充実を図ったことであります。言うまでもなく、地方団体の自主財源を拡充して、財政運営に対するその責任の所在を明確にしたことは、地方自治の健全な発達の上からも、極めて肝要なことであります。

○國務大臣(塙田十一郎君) 只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案並びに昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律について、その提案理由及び内容の概略を御説明申上げます。

現行地方税制は、シャウブ勧告を基礎として、昭和二十五年に制定されたものであります。その一部は未だ実施に移されない等、世上に相当の批判もありますので、政府におきましては、鋭意これが検討を加えると共に、特に地方制度調査会を設置いたし、その具体的な改革の方法を諮詢いたしましたところ、先般その答申がなされました。

次いで税制調査会からも、国税、地方税を通じる改正の一環として、地方税制の改革案が答申されたのであります。ここに提案いたしました法律案は、いざれもおおむねこれらの方針を踏襲して立案されたものであります。第一は、地方団体の自立態勢の強化に資するため、独立財源の充実を図ったことであります。言うまでもなく、地方団体の自主財源を拡充して、財政運営に対するその責任の所在を明確にしたことは、地方自治の健全な発達の上からも、極めて肝要なことであります。

満たす運営は困難であると認められるばかりでなく、そもそも自治の基本は、協力化とを図るようにならしてい

ております。

終戦後屢々に亘る改正により、地方税制は次第に充実強化せられたのであります。しかし、地方歳入総額に対する「ゆづくり読みなさい」と呼ぶ者あり) 地方税収入の割合は、全体を通して三二乃至三%に過ぎず、他面、国庫補助

ます。(朗読をやめろと呼ぶ者あり)

人口に按分して道府県に譲与すること

にすると共に、法人事業税の道府県間

の分担方法につきましても、より一層

の合理化を図つたのであります。

基本方針の第三は、地方税の税種相

互間ににおける負担の均衡化を図つたこ

とであります。即ち個人事業税の現行

税率による負担は重きに過ぎますし、

事業相互間の税率区分につきましては、

も、世上相当の非難がありますので、

互間ににおける負担の均衡化を図つたこ

とであります。

基本方針の第五は、税務行政の簡素

化、合理化を図ると共に、國、道府県

及び市町村の三者間に徴税上の協力体

制を確立することあります。御承知

のよう、シャウブ勧告に基く現行税制

は、租税の賦課徴収について國、道府

県及び市町村の三者間における責任の

帰属を明確にすることを基準としてお

ります。このことは、地方自治の確立

化とを図つたのであります。又土地や

家屋の値上がりを考えました場合、固定

資産税の負担は過重であると思われま

すので、償却資産に対するその負担の

緩和をも企図して、一面においては、

不動産取得税を設けると共に、他面に

も考慮し、揮発油以外の燃料を使用す

ることとしております。このほか自動車

税につきましては、揮発油税の負担を

引上げることとしたのであります。

基本方針の第六は、道府県に対し、

不足の程度には、甚だしい差異がある

ことは周知の通りであります。勿論い

て、各団体ごとに見ました場合、その

不平等の程度には、甚だしい差異がある

ことは周知の通りであります。勿論い

て、各団体ご

合理化を図るほか、原則として非課税の範囲を整理したことになります。その三は、課税標準たる所得の算定方法を所得税、又は法人税のそれに合わせたことになります。

舞、助慶及學達也。為功臣也。

第五は、たばこ消費税の創設であります。日本専売公社が小売人に売渡すたばこに対し、小売定価を課税標準として、小売人の営業所所在の道府県及び市町村において公社に課することとし、税率は、道府県たばこ消費税については百十五分の五、市町村たばこ消費税にあつては百十五分の十としているのであります。

第六は、市町村民税に関するものであります。おおむね道府県民税の創設に伴うものでありまして、税率につきましては、道府県民税に委譲したものをしては、そのまま引下げる措置をとつております。

第四は、自動車税に関するものであります。車種相互間の負担の合理化を図るため、税率の一部引上げを行ふと共に全般的に調整をいたしたのであります。

合理化を図るほか、原則として非課税の範囲を整理したことあります。その三は、課税標準たる所得の算定方法を所得税、又は法人税のそれに合わせたことあります。

第三は、不動産取得税であります。これは土地又は家屋の取得に対しまして、その土地又は家屋の所在する道府県において課するものであり、その課税標準は不動産の価格とし、標準税率は3%であります。ただ本税の創設が、現に私有している住宅の建設を阻害することがあつては適当でございませんので、新築住宅については百万円、新築住宅用の土地については六十万円までの部分に対してもそれべく課税しないように考慮を払つてゐるので

第七は、固定資産税に関するものであります。その一は、税源分配の合理化を期するため、市町村の人口段階別に規定する一定の価額を超える大規模の償却資産については、その償却資産所在の市町村の課税権を制限し、この一

税に委譲されると共に、その一部を地方団体相互間の調整財源として還元されることになつたのであります。戦後地方団体一致の強い要望の下に、昭和二十三年、再び地方税となつたのであります。

は道路整備五ヵ年計画の財源に充てるべきものとされたゆえんもここにあるものと考えるのであります。併しながら、自動車の利用度の多い都道府県では勿論、国道も管理責任者は都道府県長及び五大市、又はその長であり、その

年計画に定められた都道府県道の改築又は整備に充てなければならぬものとし、残額は広く道路に関する費用に充てればよいものといたしておるのであります。

第七は、固定資産税に関するものであります。その一は、税源配分の合理化を期するため、市町村の人口段階別に規定する一定の額を超える大規模の償却資産については、その償却資産所在の市町村の課税権を制限し、この一定の額を超える部分については道府県に固定資産税の課税権を与えようとするのであります。この改正規定は、市町村財政の激変を避けるため、昭和三十年度から実施することとするほか、若干の緩和措置を考慮いたしております。その二は、税率につき、不動産取得税の創設とも関連いたしまして、昭和二十九年度は一・五%と、昭和三十年度以降は一・四%とすることといたしたのであります。その三は、我が国の経済再建上重要な機械設備等について課税標準の特例を設けて、経費負担の軽減を図るほか、償却資産に対する固定資産税の免税点を五万円に引き上げようとしたしております。

税に委譲されると共に、その一部を地方団体相互間の調整財源として還元されることになったのであります。が、戦後地方団体一致の強い要望の下に、昭和二十三年、再び地方税となつたのであります。

今回、先に申上げました基本方針の一つであります地方団体相互間ににおける税源分配の合理化を期する見地から、比較的地方財政平衡交付金の不交付団体に収入の多い入場税を、形式的には国税に移して、人口按分により各都道府県に平等に還元する方法をとることによつて、これらの団体の独立財源を少くした上で、半面普遍的に収入の得られるたゞ一消費税を國から委譲することを受けるなどにより、全地方団体に対して新たに独立財源を付与する途を選ぶこととしたのであります。

以下本法案の内容につき御説明いたしますと、この入場譲与税は、入場料の収入額の十分の九に相当する額を以て、都道府県に対し、その人口に按分して譲与するものであります。そして、その使途につきましては条件を付けたり制限を付けたりしてはならないものといたし、入場譲与税が一般財源であることを明らかにいたしたのであります。

最後に、昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律案について御説明いたします。

御承知のことく、揮発油の大部分を使用して運行される自動車が道路を壊傷いたしますことから、揮発油税は道路整備の財源に充てられるべきであるとの論はつとになされていましたのであり、昨年、道路整備費の財源等に關する臨時措置法が制定され、揮発油税相当額

は道路整備五ヵ年計画の財源に充ててこそるべきものとされたゆえんもここにあります。ものと考えるのであります。併しながら、自動車の利用度の多い都道府県ばかりは勿論、国道も管理責任者は都道府県であるとの考えますならば、その收入の一部が相当と思われるであります。然るに道路整備五ヵ年計画の対象に取入れられる道路は、改築、修繕を要する箇所並びに都道府県道の一部であります。これらについてはその負担金又は補助金に伴う地方負担分の財源が必要であります。又この計画に取上げられない一端の都道府県道、その他の道路の維持改築及び修繕に関する費用はいづれればならないであります。このよくな点を考慮いたしまして、今回本法案を立案いたしたのであります。

昭和二十九年三月十七日 参議院会議録第十九号

点から政府は、先になされた地方制度調査会及び税制調査会の答申の趣旨を尊重しつつ、現行地方財政平衡交付金制度に検討を加えた結果、地方財政平衡交付金を改めて地方交付税とし、その総額を国税である所得税、法人税及び酒税の一定割合として、その地方独立財源である性格を明らかにし、地方財政の自律性を高め、安定性を確保する一方、その交付の基準は、現行地方財政交付金制度のそれによることとし、地方税収入と相待つて地方行政の計画的な運営を保障することとし、本法律案を提案いたした次第であります。換言すれば、地方財政平衡交付金制度には現行地方財政平衡交付金制度と同じく、地方団体に對しその必要な財源を保障することを目的とするものではありますかが、地方財政平衡交付金とは異り、その保障の仕方は、単年度ごとにではなく、長期的であり、旧地方配付税と同じく、地方団体の独立財源とすることによつて、地方財政平衡交付金制度に比し、より一層地方財政の自律性及び安定性を高めようとするものであります。

不足分を加減した額といたしたのであります。その二は、交付税の種類であります。交付税の種類は、地方財政平衡交付金におけると同様、普通交付税と特別交付税との二種類であります。交付税の総額が一応自動的に定まつて参りますために、その額は従来と異ります。そこで、交付税の総額の百分の九十二を普通交付税と付税と、百分の八を特別交付税とすることとしたのであります。普通交付税の総額は、一応法律上自動的に定まるのであります。団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額の合算額との調整であります。普通交付税の性格上、本来各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を補填することを究極の目標といたしますております結果、各地方団体について現実に算定した基準財政需要額が、計算上の誤差とも考えられるような値かなものである場合においては、地方財政自体において処置することといたしております。なお、財源不足額の合算額を超えて地方交付税を交付いたしまった場合においては、地方団体自体において財政調整の措置をとることを建前とし、別途審議を願います。地方財政法の一部改正法案において所要の改正を準備いたしております。

第二は、交付税の交付方法に関するものであります。交付税の交付方法は、交付税本来の性格上、原則として現行地方財政平衡交付金の交付方法によるものとしたのであります。先般行われました給与改訂の平年度化等、諸状況の変化に鑑み、若干の変更を加えることといたしました。その一は、給与改訂の平年度化等に伴い、単位位置に要所の改訂を加えたことであります。その二は、測定単位の数値、補正係數及び基準財政収入額の算定方法を法定いたしたことであります。

以上が本法律案の内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決下さらんことをお願い申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 只今の趣旨説明に対し質疑の通告がござります。順次発言を許します。堀末治治。

〔堀末治治登壇、拍手〕

○堀末治治君 私は只今提案になりますた地方税法関係諸法案につきまして、自由党を代表して、總理大臣並びに大蔵大臣、自治廳長官に対して若干の質問を申上げたいと思います。(總理大臣呼んで來い)と呼ぶ者あり)

失ず地方自治の育成振興に対する政府の基本方針でございますが、總理大臣がおいでになりませんければ、総務副總理に代つてお答え願いたいと存じます。新憲法の理念に基いて地方制度の画期的改革が行われましてからすでに数年を費すのであります。我が國今日の地方自治の状態は果してどうでございましょうか。總理は常に、地方自治が民主政治の基盤であることに鑑み、これが育成に不斷の努力を尽して來たと申されますが、事實そ

の成績が所期のことく挙がつてゐるなりましようか。私は遺憾ながら地方自治の現状は不安定、若しくは混亂の一語を以て表現するもあえて過言でないと思ふものであります。(そこで)だそだ、自由党的責任だ」と呼ぶ者あり)

府県は市町村と対立し、大府県と脅弱県、大都市と中小都市とはその利害必ずしも一致せず、殊に政府は府県の機能を尊重せず、各省競つてその出先機関を地方に設立して、徒らに混乱を助長し、(その通りと呼ぶ者あり)或いは中央の一方的立場において事務を委任し、又は補助金を交付して仕事を付け、而も十分な財源措置を講じないため、それらの費用はすべて地方財政にしわ寄せられ、地方財政の窮乏にさなきだに拍車をかけておるのであります。(その通りと呼ぶ者あり、拍手)地方団体側においても、その行財政において徒らに中央に依存し、頗る放漫な点のあることは十分反省されなければならないのであります。ともかくも地方自治体の現状は誠に寒心に堪えないとこりであります。(その通りと呼ぶ者あり)かようにして地方行政に堪えられない実情であります。従つてこれに要する経費、時間の浪費は莫大なもので、たださえ窮乏の財政に一層の重荷を加えておりますことは、今更説明を要しないところであります。

今日なお以てその成果に何ら見るべきものはない、与党の私どもといふしましても甚だ遺憾とするところであります。(拍手)果して總理におきましては、國民に公約せるこれらの政策を果敢に施行する御決意があられるのであるかどうか。

又、本日提案された地方税諸法案案の遅れているのも、政府の怠慢と非難されても、恐らく井明の余地がないのではなかろうか。(「その通り」と呼ぶ者あり)そもそもこれらのこと(とき)は、政府の地方自治体に対する熱意が欠けるところに基因しているのではないか。誠に申しにくございませんでしようか。誠に申しにくないことではございますが、塚田国務大臣は、郵政大臣、自治庁長官、行政院幹事長官、理庁長官といふ繁忙な職務を担当して、全く一人三役を兼ね務めているという状況であります。もとより塚田大臣は練達堪能のお方でありますし、私どもこれを認めるところであります。が、併し人間の能力には限界がありますから、一つのことでも精力を集中するところはなかへ至難なことであることは、今国会における地方制度の諸改革は、頗る重大な諸問題を包藏しているのであることはなかろうかと思うのであります。従つて今日自治法改正が遅れ、行政機構改革が延びへになつてゐることも、そういうところに大きい原因があるのですなからうかと思うのであります。地方行政委員会におきましては、今国会における地方制度の諸改革は、今国会における地方制度の諸改革は、今国会における地方制度の諸改革は、

(「恐縮じやない」と呼ぶ者あり)地方行政の重要性に鑑み、遠かに善処されんことを希望する次第であります。

次に、緒方副總理並びに行政管理庁長官にお尋ねを申上げたいと存じます

行わないで、果して幾ばくの節約が期待し得られるか、甚だ心許なく存するが如きは、今日は総理大臣がいらっしゃいませんが、幸いに代つて諸大臣副総理並びに塚田長官から承われば有難いと思いますが、總理並びに塚田長官が、新聞紙等においてたび々府県知事は官吏遷がいいのではないかという私見を発表されて、世上とからくの論議をかもしてしまっては御存じの通りであります。かく申す私は、我が國の国情からいたしまして、地方自治体は市町村のみとして、府県は国の一部として、あらゆる出先機関をこれに統合して、事務の簡素化、敏速化を図るほうが多いのではなかろうかという感じを持つておりますが、もとよりこれはまだ研究の途上にありますので、的確なことは由されませんが、とにかくこの問題は、世上多大の关心が持たれておりますので、この機会において両大臣のいつわらない御見解を承りたておきたいと申思うのであります。

次に、財政規模について大蔵大臣及び自治長官にお尋ねいたしたい。昭和年度の地方財政計画は九千六百七十七億で、國の財政規模とほぼ等しいものになつておりますが、御承知の通り以前においては、地方財政の規模は、ほぼ國のそれを二、三割上回つておつたのであります。行政費といいたしましても、國は地方の二分の一程度が、職務の姿であつたと思ひますが、現在は中央が極めて膨れ、地方は逆にやせつてゐるという状態であります。公私

員の比率におきまして、戦前においては國が六で地方が大体七の割合であったのが、今日では大体五分五分の比率になつてゐるのであります。戦後民主政計画が中央重点主義に置かれました結果ではないでありますか。

次に、税制問題について同じく両大臣にお尋ねいたしますが、只今も塚田長官から税制改革の基本方針として五項目を申述べられましたが、これは誠に適切な処置であると考えて、原則的に賛意を表するものであります。併し、その具体的な内容及び改正税種目及び適用について、果して御説明の通りになりますようかどうか。御提案によれば、歳入に対する税収入の割合が、なままだ甚だ低きに過ぎるのではないか。即ち地方自治の強化育成のためには、地方財政の自主性を確立する方策が最も緊要の条件であらねばなりません。併し今回の改正でも、地方税がその歳入総額中に占める割合は従来の三三・三%を三九%に引上げたに過ぎません。私は地方財政の自主性の確立のためには、少くとも五、六〇%必要とすると思うのであります。現に明治から大正の中頃までは五、六〇%が、政府は今回程度の引上を以て十分になつておつたのであります。これをお考へになつておられましようか。

或いは将来更にこれを引き上げになつもりであるか、御意見を伺いたいと存じます。

次に、只今御説明のありました地方交付税制度として、その総額を所得税、法人税、酒税の一一定割合、即ち二〇%を交付することによつて、地方財政の運営を安定、合理化せしめると申されておりますが、その額は、明年度においては千二百十六億に抑えられておるであります。これでは彈力性に乏しい地方財政が、その財政需要額の増嵩に対処し得ない虞れがありまして、甚だ不安ならざるを得ないのであります。尤も、各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額の合算額と著しく異なる場合は、右の二割の率を変更することがあるべしと、かよくなつておりますが、著しき率といふことは、一體どの程度をおつしやつたのか、得ることとならばこの機会においてこれらのことについても明確にして頂くことを希望するのであります。從来政府の方針は、常に国税偏重で地方税を軽視するきらいがあつたことは否めないところであります。毎度減税を標榜しながら、そのしわ寄せが地方税になされたこととここ数年来の傾向のように思われます。(その通りと呼ぶ者あり) 国民は税金と申せば、國、地方を通じて一本の概念に立つておることは当然のこととあります。従来は、殊に政府は国家予算の編成上、たびたび配付税の配付率等を変更したこと、は、當時の情勢上やむを得ない事情のあつたことは本員もこれを認めるのですがあります。これらは国民の最も納税の行きかわる点であります。現に塚田國務大臣の説明の要旨にも、「從来往々にして見られました国税予算のしわ寄せが地方財政に及ばないよう十分

考観を払つゝ」云々とあります通り、これらの方針がたび／＼とられたことを問わざ語りに物語つておると思うであります。従つてこのことは譲与税、或いはたゞ消費税の配付率等にも同様に懸念される点であります。どつぞこの点も再びかような方針が採用されないよななどを、大臣としてこの機会に明確にして頂きたく存じます。

次に、税目の点について一、二お尋ねを申上げますが、そもそも地方税は能主義と共に利益主義を建前としているのであります。住民をして自治体経営のため、負担分任の精神の高揚によつて、初めての／＼郷土の經營がなされるのでなければならぬと思ふのであります。その精神はこのたゞも市町村民税、或いは固定資産税、新税種の道府県民税等にも盛られておりますが、シャウブ勧告の附加価値税はその精神を最も端的に示したものとの想いです。もとよりこの税種は、先ほど大臣の説明にもありました通り、我が國の国情に適合するかどうかが、非常に論議の交わされたところであります。今日まで遂に延期になつておつたこともよく承知いたしておりますのであります。併しその精神は何とかの形によつてこれを採用して存置すべきではなかつたかと思うのであります。殊に本税は、昭和二十五年第七回国会の際に塚田大臣は衆議院において我が党を代表してこれに賛成演説をなつておられるお立場上、たとえ地主制度調査会の答申があつたとしても余りあつげなく捨てられた点について、非常に遺憾に存ずるのであります。(笑聲)又道府県民税に対しても、

が、その徵税の方法が果して負担分任の精神に合致するかどうか、又その結果が市町村民税の増徴を来たすような結果を持ち来たまいか、甚だ懸念なしこししないのであります。以上を併せて長官の御所見を伺いたいと存じます。

い、地方債制度に関する事項について、地方公共団体中央金庫を創設することと、赤字公団の再建整備に対する事項について、地方制度調査会からそれべく頗る信頼する答申が行われているのであります。今回の改正提案中、これらの点について何ら触れることのないのは甚だ遺憾とするところであります。(拍手)殊に昨日附された地方財政白書によりますと、二十七年度において三十五府県、一千五百九十六市町村で三百億円の赤字を出しているという報告をいたしておるのであります。このままでして、これらの赤字府県並びに市町村を放置しておくなれば、地方財政は日ならずして破綻に瀕し、国家的に重大な問題を惹起すると思う

なければならない一つの機会にお出しになるお考えか、これもできれば明確にお答え願いたい、かように存するのであります。

最後に、本案とは直接関連がございませんで、いささか地方的色彩がござりますが、幸い大野大臣もお出かけのことでござりますから、少しく北海道の問題についてお尋ねすることをお許し願いたいと存じます。実は北海道は戦後我が国に残された唯一の未開拓地でありまして、これが開拓によつては人口問題或いは食糧問題、産業の振興等に資することが多大でありますことは今更私が申上げるまでもございません。政府もこの点を十分認識せられまして、先般有力な國務大臣をその調査

諸費を賄つておるという状況でござります。どうぞかような点も考慮せられまして、何らか北海道の住民に対してもこれに代るべき措置、でき得ることならば、所得税或いは固定資産税等に寒冷地控除というような特別措置を講じて頂きましたならば、誠に有難いと思ひます。どうぞいいます。大蔵大臣の御所見如何でございましょう。

なお、又もう一つお願い申上げたいと思ひますことは、右の寒冷地手当、石炭手当、これには幸いにそういう好い措置はとつておられますものの、四割二分からの税金がかかるのでありますとして、折角の効果も非常に減殺せられると、いう状況になつて來ります。これも税の根本から言えば、免稅といふこ

今後いろいろ検討を要するものがあると考えます。政府といたしましては、地方制度調査会で、この制度につきましてもなお検討を尽しまして、我が国が本当に適しない点が若しあれば、改善をして参りたい所存でございます。
それから地方自治に関する専任大臣を置いたらどうかという御意見でありまするが、現在のところ成るほど専任大臣の多忙ということは、今御指摘の点、あえて否認はいたしませんが、専任大臣がないために、地方行政に対して支障が生じておるとは考えておりませんので、只今のところ専任大臣を置く考えを持つております。
それから行政整理の点であります
が、今回の行政整理につきましては、

ですが、私も地方財政それから行政構構、そういうものをいろいろと扱つてきましたが、只今堀議員が御指摘になつたように同じ考え方でおるわけでもあります。併しこれはまだ個人の意見の程度でありますので、事柄も極めて重大な問題題でありますから、今後十分検討して、政府としての結論を得たいと考えております。

それから次に、地方財政の規模と国の財政規模とをお比較になりまして、いろいろと御意見がありましたが、やはりそういうことになつておると趣とありますけれども、まあ地方財政の規模がどうなるかということは、結構地方行政がどういう工合の範囲の仕事をしてゐるか、どこで何をどこで

Digitized by srujanika@gmail.com

き多数の赤字団体を生じたことについで、ひとり政府の罪に歸するわけには参りません。地方団体自体の放漫財政の結果に由来するところも多いのですが、只今の地方自治法では、政府はそれらに対し監督権が認められていません。交付金或いは補助金、負担金等、地方に対しては多額の国費を投入している関係上、地方財政に対する指導乃至は監督等の措置を強化することは緊急の要務と存するのでござりまするが、大臣の御所見は如何でございましょう。尤もこの赤字再建整備と地方公共団体中央金庫創設の二問題は非常に重要で、且つ十分に研究を要する点もありますと共に、財政措置をとることでもありますので、政府と一緒に法案をお出しになる予定か、若しくは

府長官に任命せられましたことは、政
府の意を諒とし、大いに贊意を表するものであります。もとより同地の開発は、多大の資金を投入することの必要性は今更申上げるまでもございませんが、ただ併し同地方の開発には、徒然に資金の投入ばかりによつては到底その成果は望み得ません。住民の生活安定、福祉の向上を期することが唯一の方策と思うのであります。同地は御承知の通り北辺、積雪寒冷の地であります。して、衣料、燃料、住宅その他の生活の諸費においては、到底他の府県の方々に比べべくもありません。すでに官公庁の職員の方々に対しても、それぞれ寒冷地手当、石炭手当等の特別支給がなされておることも皆御承知の通りであります。かかる官公労組のほうの方々、或いは有力な諸会社の従業員は、幸いにこれらの恩恵に浴することができますものの、一般の住民はおのづから多くはございません。

とは困難ではございませんようが、併し
最近大蔵省によつて或いは宿料科、口
直料、これらに對しても免稅の措置が
講ぜられたのでござりますから、そなへ
いう趣旨において、これらに對しても
何らかそういう特別の措置を講ぜら
ることを特に希望いたしまして、両士
臣の御答弁を伺いたいと、かように有
する次第であります。
以上を以て本員の質問演説を終りま
す。〔良心的だ〕「こつわの席にあ
入つたらどうだと呼ぶ者あり、拍手
〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手
○國務大臣(緒方竹虎君)　お答えをい
たします。
政府の地方自治に対する態度であ
りまするが、政府は地方自治に対しま
ては、これを尊重する建前を從来と
つておるつもりでござります。ただ現
行地方制度につきましては、今御指摘
になりました地方自治の現状或いは財
政の立場、そつてその他の問題につ
いては、まだ現段階で明確な結論を
出しきれません。」

政府といだしましても必ずしも十分あるとは考えておりません。今後とて行政事務の改廃と行政運営方式の改革等を行いまして、行政規模の整理減らし等を進めて参りたいと考えであります。

なお、知事官選のことにつきましても御質疑がありましたが、これは地制度の根幹に触れる大きな問題でありまするだけに、地方制度調査会におまじして十分の御検討を煩わしまして、その後に政府の態度をきめたいと考えております。(拍手)

地方税法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案、昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律案及び地方財政支衡交付金法の一部を改正する法律案(説明書付)

ると思うのであります。政府といたしましては、このたび現在やつておる地方行政といふものの前提において、できるだけ財政規模に欠滅の生じないようという努力をいたしたつもりであります。

それから第三に、今度のいろいろな改革で、地方の税収の総体の収入に占める割合と、いろいろのものを相当直したのであります。が、これで十分であるかどうかといふお尋ねであります。私は大体この程度で今の段階ではいいのではなくかという感じを持つておるのであります。勿論もう少し国民負担に余裕ができるまで参りますならば、もう少し地方政府税も上げて行くということは可能かと思うのでありますけれども、今の状態では大体四〇%程度は税収入、あと四〇%程度は交付税、補助金、負担金といふ形、あと二〇%程度は起債、雑収入といふような形で、まあ行くのが大体の今の状態ではいい線じゃないかと、こういうような感じをいたしておるわけであります。

方財政に彈力性を持つようになつたか
或いは却つてそれが乏しくなつたかと
いう御意見であります。これは先ほ
ども御説明申上げましたように、私は
今度の制度のほうが今までの制度より
は弾力性があつて、却つてよくなつた
のではないか。今度の制度は全体とし
て考えますと、財政に伸長性が出て參
つておると思ひであります。地方財政
の需要が殖えるに応じて、それに見
合うような歳入も殖えて行くといふ仕
組に大体なつております。それからも
う一つ今度の制度の改正で以て、特に申上げられると思ひますのは、地方財

政に伸縮性が幾らか出て参つたのではないかと思う。現在の地方税は相当に率が高いものでありますから、個々の地方団体が、もう少し仕事をしたいと上げて取るということは、なか／＼で、きにいく実情にあつたと思うのであります。が、今度は相当事業税、固定資産税などを減率をいたしましたからして、個々の団体に特殊の事情があつて、そういうものを上げようといふ場合には、幾らか伸縮性が出て参つておるんじやないかと、こういう考え方をいたしております。

それからこの交付税を率を変える場合があるかどうかということになります。先ほども御説明申上げましたように、著しく不足が出て来れば、勿論変えるといふ考え方方であります。が、その著しくというのはどれくらいの標準を考えておるかというお尋ねでありますたが、まあ少くとも九割五分程度はこれは確保したいといふ考え方をいたしておりおるわけであります。それから今度の考え方では、今までのこの過去にありました配付税制度の当時のよに、この交付税の、法人税、所得税、酒税に対する比率がちょい／＼変えられるということはなくなつておるということを私は確信をいたしております。

それから次に、附加徴収税であります。が、これは誠に御指摘を受けて恐縮をするわけでありますけれども、私も、この税制が立案になりました時分には、この税は考へ者として非常にいい税であるとまことに考えておつたわけであります。又今日も理論的にはやはり相当地団体の長所を持つておるといふことを私は確信をいたしております。

併しながら、あの税ができるまで実現に移されないであります。いろいろの事情を考えてみますと、やはり日本との今日の実情には適しないのじなかつて、こういう考え方を持つておるわけであります。御承知のように、現在の事業税は約総額千億程度あるのであります。この千億程度の事業税の負担額を崩さないで、附加価値税に事業税を変えて参りますと、この負担が中小企業の部分は非常に軽くなるわけであります。併し法人の部分が非常に重課になる、今日のように非常に経済力の各産業とも基盤の非常に浅い、基盤の脆弱な状態のときに、そういうこの負担の急激な変化を起すということは、どうも日本産業の今日の状態としては、できにいくのじないかといふよう、いろいろな考え方を持つておりますとして、今度の改正のような措置をいたしました。今度の改正で非常に気を使いましたのは、先ほども申上げますように、附加価値税にすることによって、中小企業が相当税負担が減輕されるはずであったのが、それが実現できないでおつたわけでありますからして、今度は事業税はその点を特に考慮いたしまして、基礎控除の引上それから税率の引下と、いうことをいたしたわけであります。

それからして遊興飲食税を県に残しておる理由は何かということになりますが、これは地方制度調査会の答申では遊興飲食税と入場税をどちらも国税に持つて行くという考え方であつたわけであります。が、今度はいろいろな税配分、それからして偏在の是正といふよな事情を勘案いたしましたと、一方は残しておいてもいいじゃないかといふ

考え方で、遊憩飲食税だけを地方に残すという措置をいたしたわけではあります。それから揮発油譲与税は二十九年度限りにした理由はどうかということになりますが、これは考え方としては私も恐らく御指摘のお気持と同じだと思います。ただ只今御審議願うことになつておりますこのような形の揮発油譲与税は二十九年度限りにしなければなりませんが、それは三十年度以降改めて考えるということにしたい、今の揮発油譲与税の形では二十九年度限りと、このように御了承願いたいと思うのであります。

それから地方制度調査会の答申にあります地方公共団体中央金庫をどうして作らなかつたかということでありますが、これは今的地方起債に相当公算の枠が御承知のようにあるわけでありますが、この公算をうまく消化いたしましたためには共同の力を利用するためには、こういう機構が是非あつてほしいという考え方があるわけであります。ただいろいろ検討いたしました結果、今日の段階ではいろいろな分野に独自な金融機関があるということは、金融政策の一貫統合性を破るといふような意味においてかなり反対があるものでありますから、なおこれは検討中であります。

それからして地方財政の赤字をどうするか、殊に地方制度調査会の答申にある再建整備の考え方をどうしたかということになりますが、これは御指摘の通りでありますから、なおこれは検討中であります。

二十八年度におきましては実質的には三百六十億くらいの赤字が出るので、ないか、従つて形式的な赤字でも二百億くらいになるのではないか、現在形式的な赤字は大体未払と一時借入といたことになつておるのであります。勿論この未払の中には国に対する未払が約九十億程度ありますから、全部が外からの未払ということではないようあります。が併しこのために地方財政が非常に困難をしておることはもう申すまでもないことであります。何とかこれをこの機会に是正をしたいといふ強い考え方をいたしておつたわけでありますが、今度のこのいろいろな制度改草の結果考えられることは、今までの地方団体、殊に個々に地方団体を取上げてみた場合に生じておる赤字の状態と、今度の制度改革の結果同じように赤字が仮に生ずることがあるにしても、非常に様相が變つて来るのではないか。そいたしますとその変つて来る様相を見届けた上で、再建築の方法を考えても遙くはないのじやないかというふうに感じられます。殊にそうちになれば下手に再建築整備の方法を立案いたしまして、却つて地方財政の濫費を起すようなことが起つてはならないという懸念もありますし、かたゞ、國の財政金融政策全体、預金部資金の等などの関係と睨み合せて、少し解決が遅れるのではないかと思いますが、今会期中にできるかどうかは、よつとまだはつきり申上げられませんが、できるだけ早い機会に、重要な問題でありますから解決をいたしたいと考えております。

正をさせる行き方がいいかどうかとよいことは、これは地方自治といふものの本質とも考え合せてかなり問題点があるのではないか。今は現行自治法では御承知の通り勅告権しか自治長官は持つておらないのであります。もう少し何らか中央と地方の有機的な関連性を強化して監督という形にならんで、これらの点を是正してもう工夫があるのでないかということを、今あるのであります。(拍手) 地方自治法の改正に興味して考えておるわけであります。

なお地方自治法の改正が非常に遅れであります。何にいたしましてもこの広汎多岐に亘つて非常に重要な問題が多いものでありますので、なかなか結論が得にくくなつてまだ遅れておりますが、成るべく早くこれは今会期中に御提案を申上げて御審議を得たいと考えております。(拍手)

(国務大臣大野牛陸君登壇、拍手)

○國務大臣(大野牛陸君) 堀議員の御質問にお答えをいたしますが、今日北海道の開発事業は国策上最も必要なことである。これに第一線で昼夜廻遊いたしております北海道の公務員ですか、四割二分の二、三といった特別支給に対しても税金がかかるということは誠にお氣の毒に私は思います。故にできるならばこういった特別手当に対して何か免税等の方法があれば、是非大蔵当局の英断によつてこれが実施をして頂きたいと私自身は考えております。今

後大蔵当局とも十分協議いたしまして、どうかしてこれら公務員諸君のために十分研究の上最善の努力をいたしたいと、かように考えております。

多くのするものとは考えられませず、所得税、法人税及び酒税の収入の二〇%は地方交付税として法律で定めまして、或いはガソリン税収入の三分の一を揮発油譲与税とする等、地方財源の明確化を期しておる次第でございま

で、どうかさよう御了承をお願いいた
します。(拍手)

○議長(河井彌八君) 島村軍次君。
〔島村軍次君登壇、拍手〕
○島村軍次君 私は只今提案されました地方税法の一部改正案その他三案について若干の質問をいたさんとするものであります。

先づ第一は、基本となるべき地方自治の本質に関する問題であります。独立後の我が國地方自治は、由上げるまでもなく自立態勢の見地よりいたしましても、又憲法の条章にありまする主権在民の理念によりましても、民主的体制を地方行政に取入れると共に、これによつて国の民主的政治体制の基礎を設立されました地方行政調査委員会議の設立に当たりまして、吉田首相みづかねらは次のとく述べておるのであります。即ちこの調査会議によつて新憲法の意図した地方自治の本旨が実現するような案が勧告されるであろう、又地方政府公共団体の構機及び運営に関する整備は漸次拡充強化されて、その裏付となる財源賦与の部面においても地方分権の確立が期せられるであろう、これを深く期待しておると強調しておるのであります。然るに副総理の答弁によりますれば、地方自治は尊重するの意味だけにしが答弁がなかつたのである。これに如何なる認識を持つておるか誠に疑わざるを得ないのであります。かのシヤウブ使節団が当時地方自治の欠陥を指摘いたしまして、我が國の民主化を推進するためには強力なる地方公共団体は一体政府みずからが地方自治に対し

体を作る必要がある、そしてそのためには地方財政力を強化する方策と並んで、国と地方公共団体とのいわゆる事務の再配分を行い、且つ、先ず市町村並びに次に都道府県にその事務を優先せしめる、これが第一であります。而してその後國は、地方公共団体では有効に処理することのできない事務を引受けけるように、事務のいわゆる配分をすべきであることを勧告しております。政府は更にこれらに関する、かような説明をいたしておられます。政府は更にこれらに関して一体如何なる認識を持つておられるか、即ち第一に、いわゆる責任の明確化、第二には、國、地方を通ずるいわゆる能率化、第三には、地方公団体の優先の原則、即ちこの三つの原則が立てられまして事務の再配分が企画されたといたのであります。

官 報 (号 外)
11
發せられておるか。第二には、現在や
もすれば占領政策の行き過ぎは正と
いう美名の下に、中央集権化されんと
いたしつつある地方自治の伸張に關し
てどういふ首相は考へを持つておられ
るのであるか、その基本的な考え方につ
いて數次に亘る声明と変化がないの
かどうか、この点を伺いたいと思うの
であります。第三には、地方自治の民
主化の徹底とは、政府みずからがその
自治の機構や運営に關して如何なる方
途、企画を以て推進されんとしておる
か、この点であります。第四には、い
わゆる車務の再配分につきまして、地
方公共団体に優先委譲するということ
を言われておりますが、この点に対し
ては如何なる計画を有せられるのであ
るか。第五には、国会がいわゆる後見
的な監督行政ということではなくし
て、もつと親切な援助方策をとるべき
である、かようなこともたび々声明
され、權力的な監督を排すべきである
と思うのであります。この点に關す
る所見如何。又第六には、國の地方に
対する委任事務は、原則として國が經
費の全額を負担すべきであるといふこ
とをもう調査会或いはその他の答申に
示されておるのであります。即ち政
府はこの際、行政の簡素化或いは事務
の再配分等、先に申上げましたいわゆ
る三原則に対し、抜本的改革を
断行いたしまして、地方公共団体を強
化すべきであると信ずる次第であります
が、これらの諸点に關する副總理の
所見を伺いたいのであります。

るが、その意図が果して寧波にあるのでありますか、私はこの際改めて、地方と國との間の關係がますゞ複雑になつて、将来唇齒輔車の關係をいよいよ強化するための地方自治團体の強化に対しても、國は大いに調整協力に努めて努力をすべきであらねばならんと思ふのであります。ですが、政府のこれに關する猛省を促さんいたすものであります。改めてこの点に關しても、もつとも誠意のある御答弁を得たいと思うのであります。如何に有能な塙田長官においても、現状においては到底駆足を伸ばすことはできないと思います。責任の所在を明らかにし、いわんやいわゆる民主政治の体制を強化し、或いは地方分権を強化するという見地から、どうしてもこの際この点に關して重ねて認識を深めて頂きたいと思ふのであります。

ると言わねばならんと思つのであります。この際重ねて内閣、特に首相の勇断を以て、直ちに専任大臣の設置を重ねて要望することは、ひとり私のみの意見ではなくして、国民の総意であることを銘記して頂きたいと思うのであります。

次には地方財政に関するであります。今回提案されました地方税制諸法案は、要するに地方団体の財政の強化に関するものであります。申上げるまでもなく、戦後府県及び市町村は完全なる自治体として再発足をいたしましたのであります。その機構や運営は大よそ整備されて参つたのでありまするが、その財政規模は國の財政とほぼ同額であるばかりでなく、負担金或いは寄付金等を差引きますと、國家財政の一〇〇に対して一五六に相当いたしておるのでありますて、實質的には國家予算に比して五割以上の財政規模を持つておる。従つて國家全般の財政の上に極めて重要な位置を占めておることは申上げるまでもないところであります。ところが、この財政が逐年窮迫の一途を辿つて、二十七年度の決算におきましては、先にお話の通りに三百六十億にも達し、赤字団体は漸次多くを加えつてあるのみならず、更にその他の赤字を持たない地方におきましても、著しく財政は悪化の一途を辿つておるのでありますて、全く地方の財政は危機に直面しておる現状であると言わねばなりません。而も、その財源が極めて貧弱であることは、今回の税制整理によつて多少の増加を來したとは申しますものの、全くこれのみを以てしてはいわゆる焼石に水に過さないのでありますて、全くこの行詰りの状態は砂上の楼

國にも等しきものであつて、核らに高層建築をいたしましても、中身は全く貧弱そのものであつて、容器は準備ができました。その結果は、國に頼る、國の委任事務に忙殺されまして、下請的な仕事をやつて行く。従つてこれが中央依存となつて、いわゆる叩頭政治に終始しておるのが今日の現状であります。誠に憂惧に堪えないと同時に、これらに関する國と団体との相互間のアンバランスをこの際抜本的に是正することが、我々国民の務めであると同時に、政府みずからもこれに対する確固たる方針がなければならんと思うのであります。先に答申されました地方制度調査会或いは税制調査会等の答申によりまして、警察制度の一部改正、或いは地方譲上税等の創設等が行われたとは申しますものの、これは誠に微温的な措置であつて、その病根は全くこれを救うことができないといふのが実情であると思うのであります。従いまして、内閣全体が、兼任大臣である自治庁長官に任すといふようなことなくして、この問題に対してもは地方制度調査会或いは税制調査会の答申を待つばかりでなく、みずから進んで病根を根本的に根治せしめるという施策が必要であると思うのであります。而も来年度の緊縮予算におきましては、これが地方財政にしわ寄せされておるということは、政府の抗弁がありましようとも、決してこれは事実否むことができない問題であると思うのであります。特に私はこの際指摘いたしたいことは、今回提案されましたがる補

題であります。二十八年度の国の予算のうちでも補助金及び委託貿易、交付金等を合算いたしまして、三千億の節約に過ぎないのであります。特にこの提案は補助金整理という美名の下に僅かに件数にして二十三三件、三千五百億円になるのであります。特にその財源が大部分が問題になつておられます。而してその裏付けは交付金等の自転車競技法等の廃止に伴う二十億円がその主なるものであつて、国の節約額は僅かに十億にも足らざる現状であります。而してその裏付けは交付金等を少額なものを以て法律案を出し、而してこれに關して大臣みづからは、今回の国家財政緊縮の際に補助金等を思い切つて整理した、こういうことを言つておられるることは、その措置こそ我々は喰飯に値すると言わねばならんと思うのであります。財政のしわ寄せは政府の一方的の考え方、即ち自治府のお調べによりますと、これらの問題は別途の財源を考慮しておるといふ點に歸れたたくさんの指摘をやつております。この点に關して大蔵大臣の改めての所見を承わりたいと思うのであります。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

と、こういうように考へておるわけであります。(拍手)

【國務大臣小笠原二郎君登壇、拍手】

○國務大臣(小笠原二郎君) 只今壇上にござります。田自治長官の御返事で大体御答弁も済んでおるかと思ひますが、一応大蔵省の立場から一、二の点だけ申上げておきます。

地方財政の窮乏について島村さん御指摘の通りであります。従つて地方の税財制度とか警察制度の改正を今度前提としまして、通常の財政需要とか財政収入のほかにそいつた改正を織り込んでいろいろな財政計画を立てた次第でございますが、ただ地方公共団体に法令等に基いて実施いたしております補助金のうちで、職員の設置費とか或いは事務費とか或いは地方的な事務、事業費、こういったものに関する補助金といふものは大体全額をむしろ地方財源の計算のうちに織り込んでやるべきものじあるまい。まあこういった考へ方が強く働いておるのあります。或いは補助金を低減するのとどつちが妥当かということにつきましては、いろいろ考へました結果、政府としては國の財政の健全化とか、中央地方を通じる税、財政調整の見地から補助金に対する整理の必要を痛感いたしましたので、二十九年度予算で大体合計百件約六十億円に上る整理を行つておる次第でございます。

それから入場税の問題についてのお話でございましたが、実は入場税及び遊興飲食税或いは事業税、こういったものは現行の道府県の税制では主要なものとなつておりますし、而もそれが少數の都市府県に集中しておつて、多数の農林府県とでも申しますか、林県では、こういう独立財源に乏しく、大体こういうものが少ないので、多額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席なければ質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税に両税を移管するのもどうかといふような意見等もございましたので、かたがた今回はその二つの税のうちで、より一層寄つておるものはどれかと、いうと入場税でございましたので、從つてこれを国税として徴収するにとどめておくというのが実際でございましましたが、これは申すまでもなく特別会計を作りまして収納いたしました。

○秋山長造君 承知いたしました。

○秋山長造君 登壇、拍手】

【秋山長造君登壇、拍手】

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、過去の中央

長い間揉み抜いて幾多不明朗な話題をまたいた地方税制改正問題も、近く提案を予定されております地方自治法の改正と共にいよいよ大詰に来たわけ

あります。(拍手)

○秋山長造君 文部大臣が見えていな

話でございましたが、実は入場税及び遊興飲食税或いは事業税、こういつた

もののは現行の道府県の税制では主要な

ものが少數の都市府県に集中しておつて、

多くは農林府県とでも申しますか、

林県では、こういう独立財源に乏しく、

大体こういうものが少ないので、多

額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席なければ質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税として徴収することにいたしまして、これ

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、過去の中央

長い間揉み抜いて幾多不明朗な話題をまたいた地方税制改正問題も、近く提

出興飲食税或いは事業税、こういつた

もののは現行の道府県の税制では主要な

ものが少數の都市府県に集中しておつて、

多くは農林府県とでも申しますか、

林県では、こういう独立財源に乏しく、

大体こういうものが少ないので、多

額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席すれば質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税として徴収することにいたしまして、これ

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、過去の中央

長い間揉み抜いて幾多不明朗な話題をまたいた地方税制改正問題も、近く提

出興飲食税或いは事業税、こういつた

もののは現行の道府県の税制では主要な

ものが少數の都市府県に集中しておつて、

多くは農林府県とでも申しますか、

林県では、こういう独立財源に乏しく、

大体こういうものが少ないので、多

額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席すれば質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税として徴収することにいたしまして、これ

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、過去の中央

長い間揉み抜いて幾多不明朗な話題をまたいた地方税制改正問題も、近く提

出興飲食税或いは事業税、こういつた

もののは現行の道府県の税制では主要な

ものが少數の都市府県に集中しておつて、

多くは農林府県とでも申しますか、

林県では、こういう独立財源に乏しく、

大体こういうものが少ないので、多

額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席すれば質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税として徴収することにいたしまして、これ

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、過去の中央

長い間揉み抜いて幾多不明朗な話題をまたいた地方税制改正問題も、近く提

出興飲食税或いは事業税、こういつた

もののは現行の道府県の税制では主要な

ものが少數の都市府県に集中しておつて、

多くは農林府県とでも申しますか、

林県では、こういう独立財源に乏しく、

大体こういうものが少ないので、多

額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席すれば質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税として徴収することにいたしまして、これ

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、過去の中央

長い間揉み抜いて幾多不明朗な話題をまたいた地方税制改正問題も、近く提

出興飲食税或いは事業税、こういつた

もののは現行の道府県の税制では主要な

ものが少數の都市府県に集中しておつて、

多くは農林府県とでも申しますか、

林県では、こういう独立財源に乏しく、

大体こういうものが少ないので、多

額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席すれば質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税として徴収することにいたしまして、これ

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、過去の中央

長い間揉み抜いて幾多不明朗な話題をまたいた地方税制改正問題も、近く提

出興飲食税或いは事業税、こういつた

もののは現行の道府県の税制では主要な

ものが少數の都市府県に集中しておつて、

多くは農林府県とでも申しますか、

林県では、こういう独立財源に乏しく、

大体こういうものが少ないので、多

額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席すれば質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税として徴収することにいたしまして、これ

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、過去の中央

長い間揉み抜いて幾多不明朗な話題をまたいた地方税制改正問題も、近く提

出興飲食税或いは事業税、こういつた

もののは現行の道府県の税制では主要な

ものが少數の都市府県に集中しておつて、

多くは農林府県とでも申しますか、

林県では、こういう独立財源に乏しく、

大体こういうものが少ないので、多

額の平衡交付金に依存しなければならぬ。こういつた状況にあることからして、今度地方財政の現状と國の財政とのいろいろな勘案をいたします。場合に、地方制度調査会及び税制調査会などでの意見を参考いたしまして、これをとり入れて入場税及び遊興飲食税を立て、幾らかでも道府県間におけるこれ

○議長(河井彌八君) 秋山君に申上げます。

議長は、先刻來文部大臣の出席を求めております。ところが、只今は衆議院の委員会に出席しておるということがあります。

○秋山長造君 委員会よりも本会議のほうが大事なんです。

○議長(河井彌八君) そこで秋山君に御相談いたしまして、文部大臣が出席すれば質疑をなさらない。御都合が悪いですか。

呼んで頂きたいた。

○秋山長造君 文部大臣を今からでも

呼んで頂きたいた。

○議長(河井彌八君) 議長としまして申案に基いたような考え方でいろいろ検討したのですが、先ほども塙田長官の答弁の通り、この際一挙に国税として徴収することにいたしまして、これ

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今提案されまし

方税財政関係法案につきまして、吉田総理以下関係各大臣に若干の質問を試みんとしたものでございます。

申しますのは、

ものであつて、本末顛倒も甚だしいと言わざるを得ないのあります。

(拍手)これに対する副総理の見解をお伺いしたい。又塚田自治長官の見解をおも併せてお尋ねをしておきたいのであります。

第二に、政府のいたる地方団体の自立

態勢についてであります。今日窮乏に喘ぐ地方財政の確立を圖るために、先ほども政府与党の堀委員すら口を極めて強く指摘された通り、何よりも先ず、從来不当に低く見積られた財政規模の是正と、五百億円になんくとす

るところの赤字の解消が急務中の急務であるにもかかわらず、地方制度の調査会の答申に強調された三百億円程度の財政規模の是正すら始んど骨抜きに

され、赤字団体の再建整備や地方公共種國庫補助金の大削減は、今回の地方税改正ぐらいではとても償いは付かないのです。幾らかでも具体的な事業をやろうとすれば、勢い人員の整理か給与の切下げということになるのであります。現に職員の昇格、昇給を停止或いは延期したものだけでも秋田、群馬、奈良、広島等八県に上つておるのであります。吉田総理のお膝元の高知県のごときは、月給の一割を強制寄附せしめて非常措置をとつたと聞くのであります。又新年度百万人の児童生徒増に見合ふところの財政措置が全然ストップされましたが、塚田長官が全然ストップされましたために、各府県とも現在深刻な教員不足に悩みつ

つあるのであります。女だからといつて特別に不利、不公平な扱いはしないと、一昨日この議場におきまして諸方副総理の言明があつたにもかかわら

ず、地方の実情は、高給者を整理して、薄給者でこの穴埋めをするとい

う女教員であるとか或いは四十才を過ぎた女教員でありますとか、とにかく女教員のみに人員整理のしわ寄せが一方的に行われておるよろこの全国的な現象をば、副総理は如何にお考えにならのか、お伺いしたい。(拍手)

更に又、大連文部大臣は、こうした世論の反響をも顧みず、教育破壊の二法案を廃止無視を通じとされておりますが、この百万人の児童生徒増と、これに見合うべき教員定員の完全ストップが繰り起しつつあるところの全国的な混乱にどう対処されるんとするのでありますか。教育基本法第十条には、「教育行政は、教育の目的を達成するに必要な諸条件の整備確立を目指して行わなければならぬ」と記載されていますが、警察法改正に伴う府県の警察費を差引くと、結局二百二十億円の増加に過ぎない。国の一兆予算のしわ寄せによる国庫補助金の削減や地方交付税による市町村民税から百七十億円を上げることは、市町村に多大な犠牲を強いることになり、甚だしい改悪を考えが、地方財政の悪化につれてこれがいよいよ増税をされ、人頭税的な市町村民税と共に今後非常な大衆課税となる虞れがありますが、塚田自治長官はこの点はどうお考えになつておられるか。

第三に、今回の税制改正による増收は、一応六百二十四億円となつておりますが、警察法改正に伴う府県の警察費を差引くと、結局二百二十億円の増加に過ぎない。国の一兆予算のしわ寄せによる市町村民税から百七十億円を

上げることは、市町村に多大な犠牲を強いることになり、甚だしい改悪を考えが、地方財政の悪化につれてこれがいよいよ増税をされ、人頭税的な市町村民税と共に今後非常な大衆課税となる虞れがありますが、塚田自治長官はこの点はどうお考えになつておられるか。

第五に、たばこ消費税の創設であります。たばこ消費税の創設は、酒消費税と共に地方財政多年の要望であります。たばこ消費税の創設は、酒消費

税と共に地方財政多年の要望であります。たばこ消費税の創設は、酒消費

税と共に地方財政多年の要望であります。たばこ消費税の創設は、酒消費

税と共に地方財政多年の要望であります。たばこ消費税の創設は、酒消費

税と共に地方財政多年の要望であります。たばこ消費税の創設は、酒消費

税と共に地方財政多年の要望であります。たばこ消費税の創設は、酒消費

税と共に地方財政多年の要望であります。たばこ消費税の創設は、酒消費

税と共に地方財政多年の要望であります。たばこ消費税の創設は、酒消費

せんが、一方において知事官選論を唱えながら、住民自治の理念を強調して、そこには、はしなくも政府の無定見

にわかつて遊興飲食税の移管をとりやめたり。自立態勢の強化どころか、地方財政はいよいよ窮乏を告げ、大衆負担は

極めて杜撰極まる机上計画に過ぎない。自立態勢の強化どころか、地方財政はいよいよ窮乏を告げ、大衆負担は

を一体なものとして共に国税移管を企てながら、料飲業者の猛反対にあつての創設については、はしなくも政府の無定見にわかつて遊興飲食税の移管をとりやめたり。自立態勢の強化どころか、地方財政はいよいよ窮乏を告げ、大衆負担は

極めて杜撰極まる机上計画に過ぎない。自立態勢の強化どころか、地方財政はいよいよ窮乏を告げ、大衆負担は

せんが、一方において知事官選論を唱えながら、住民自治の理念を強調して、そこには、はしなくも政府の無定見にわかつて遊興飲食税の移管をとりやめたり。自立態勢の強化どころか、地方財政はいよいよ窮乏を告げ、大衆負担は

極めて杜撰極まる机上計画に過ぎない。自立態勢の強化どころか、地方財政はいよいよ窮乏を告げ、大衆負担は

。

ととしたのは、事業税の所得税附加税としての二重課税的性格を一層強めるものであり、現行法では府県知事が個別の実情に即して独自に決定すべきであるにもかかわらず、便宜的に所得税の決定額をそのまま利用して、零細業者との間に深刻なる摩擦を起している。しまして、反対の声が極めて強いのであります。ですが、自治局長官はどうお考えになつてゐるか。

更に又、同じ事業税でありながら、法人においては、報酬、給与、償却費等を必要経費として適当に落せるのに、個人の場合はそれが一切認められないため、両者の間に非常な不均衡が生じておりますことは周知の事実であります。まして、改正案のこととく、言説的に、個人の税率百分の十二を百分の八に引下げ、又、基礎控除を一、二万円程度引上げてみたところ、問題は一向に解決されないのであります。特に、従来、事業税について相当無理な調定を强行して来ております地方の実情から見るときに、個人事業税八十三億円の減税が果して政府の思惑通り保障されるのかどうか。今次税制改正の基本方針として、「税種相互間の負担の均衡を図る」という一項があるのですが、その前に、先ず一つの税目修正の上げを断行しても負担の公平を先ず第一に図るべきかと考えます。が、自治局長官の御見解をお伺いしたい。

第八は固定資産税についてであります。現行の標準税率百分の一・六を百

分の一・五に引下げることになつてゐるのです。十六億円の減税を見込んでいたが、やるが、一方、資産の評価ましても実質的には百十億円程度は明らかであります。而もそれは明瞭であります。地下鉄軌道、外航船舶、航の重要な産業、大企業の機械設ましては、特例を設けて、そ準を新設後三年間は評価価格一乃至三分の一として課税する負担の軽減に実に細心且つ留意が払われていますことは、持つ大資本偏重の性格を最も語るものと思うのであります。でありますよろか。

よつて五
善により
度の増収
これが一
なること
の半面に
か或いは
空機等々
備につき
の課税標
の二分の
るなど、
到なる注
が、如何
にして是正しようとなさるのである
か。更に又、これによつてシャウプ税
制に基くところの従来の独立税主義を
放棄して、附加税主義に順次切替えて
行く御方針であるのかどうか。その点
についても政府の見解を伺つておきた
い。

最後に地方財政調整制度についてで
あります。即ち、現行の地方財政平衛
市町村三
立したと
も課税の
らないと
業税の課
しめるこ
方の実情
が進行さ
て、これ
況に喘ぐ
て苛酷な
寄せられ
あります
意されて

又、府県民税の賦課復取扱務を市町村
に委任し、市町村民税と同様に取扱う
場合、市町村を異にすることによつ
て、同額所得者でありながら、府県民
税が存する場合は、それがそのまま府
県民税の不均衡となりまして、負担の
公平が著しく損われる結果になるので
あります。が、政府はこの不均衡を如何
に解決するか、これがそのままで府
県民税の不均衡となりまして、負担の
公平が著しく損われる結果になるので
あります。が、政府はこの不均衡を如何
にして是正しようとなさるのである
か。更に又、これによつてシャウプ税
制に基くところの従来の独立税主義を
放棄して、附加税主義に順次切替えて
行く御方針であるのかどうか。その点
についても政府の見解を伺つておきた
い。

るかも知れませんけれども、逆に地方の財政不安は却つて高まるばかりであります。むしろ現行の平衡交付金制度を存続し、これを合理化する方向を選ぶべきではないかと考えるのであります。が、大蔵大臣並びに自治局長官の御見解をお伺いしたい。

以上、要するに今回の地方税改正は、国税の大幅委譲による地方の自主財源の拡充という地方自治本来の基本線からいさか外れまして、新たな大衆負担を伴うところの現行地方税の準なる枠内操作に過ぎない。いうところの画期的な改正などには全然なつておらないのであります。貧乏な日本が無理な再軍備を強行しようとすれば、中央から地方に割き得る財源のないことには当然であります。政府は今後地方自治確立のために国税を更に大幅に地方に委譲いたしまして、文字通りの画期的な税正改正を断行されるおつもりはなかいかを最後にお伺いいたしまして、質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(猪方竹虎君) 拝手

〔國務大臣猪方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(猪方竹虎君) お答えいたしました。

地方自治に対する根本方針といふとにつきましては、先ほど来申上げましたので重ねて繰返しませんが、御質問は、そういうことを口の先で言ひながら実際の熱意があるかどうかといふ御趣旨のようであります。これは申すまでもなく憲法の精神でありますといわゆる主権在民、この主権在民の体制を築き上げまする上に一番の基盤が不十分ではあります。が、今回地方税制の改正を企てましたそのことも、地方

自治体制の確立を目指すものにはかならないであります。ただ地方自治の確立と申しましても、それがお題目であつてはならないので、政府といたしましては、一方に自立態勢の育成に努めますると同時に、今日の地方行政が果して国情に合つておるかどうか、現実に地方行政の実績が上つておるかどうか、地方財政の放漫に流れがちであること、又地方自治の現況等につきましても、さだいろ／＼問題があります。そこで知事官選論も一面に出で参るのでありますと、政府といたしましては、今日の地方制度が果してよく国情に合つておるかといふことに特に関心を持つておるのであります。ただ知事の官選を実施するかどうかといふことは、これは地方制度の根本にかかわりまする非常な大きな問題でありますだけに、地方制度調査会において十二分な検討を経た後に、政府といたしましても判断を下したいと、さように考えておる次第であります。(拍手、「人員整理の答弁がない」と呼ぶ者あり)

殊に民主政治の確立のためには、地方自治が如何に重要な役割を果すかといふことはよく承知をいたしておりますが、併し今日の日本に行われておる地方制度それをそのままやつて行かなければ地方自治といふものが成り立たないということは考えられないのじやないか、國力と國情に応じた地方自治の形といふものがおのずからあるのじやないか、そういう観点から終戦後にやりました今日の制度といふものにいろいろ検討を加えて見る必要があるのじやないかといふのが私どもの物の考え方であり、従つて地方自治といふものに対する懇意や認識といふものは、決して御指摘のような甘い、ゆるい、そういうものではないとこうすることを御了承願いたいと思う。そういう考え方ではありますか、もしも制度の改革をいたしましては、やはり現在の制度を基盤に置いて考えなければなりませんものでありますからして、今府県民税というのも、府県という地方団体を存續いたします限りにおいては、これは考えなければならないといふ考え方で、府県民税といふものを創設いたしたわけであります。

はこの程度で行かざるを得ないのではないかというのが私どもの結論であります。併し、そのようにいたして、今度策定いたしました地方財政は国の緊縮にかかわらず、相當程度必要があり、理由があることによつて膨脹いたしておることは先ほども申上げた通りであります。これを府県と市町村別に考えますならば、実質的に府県は百億程度の財源の拡張になつておると思いますし、市町村は四百四十億程度の財源の拡張になつておると考えます。勿論十分であるとは考えませんが、國力と国民負担の現状を考えれば、私は自治团体においてこそその氣持でやはり自治運営というものをやつて頂いて、今後赤字が生ずるということのないよう努めをして頂きたいということを希望せざるを得ないわけであります。なお、過去におきまして累積をいたしました赤字につきましては、何分かの措置をとらなければならぬと考えておりますが、それに対する考え方は先般來幾たびかお答えしたところでありますので、答弁を省略さして頂きます。

いふと考えられると、たゞこの消費税はこの程度といふ結論になつたわけであります。

それから府県民税が市町村民税から分けて取つたからしてこれは非常に改善であるという御意見であります。が、私どもはそらうは考へないのでありますて、むしろ市町村民税と府県民税が同じ府県及び市町村住民によつて負担され、而も総体の負担額が殖えないので行くという形が最もいい形ではないかと考えております。

それから入税率を国税に移管した。而も遊興飲食税を移管しなかつたといふ理由といふことであります。が、これも先ほどお答え申上げたであります。が、なおこの機会に今後遊興飲食税を国税に持つて行く考えはないかといふ御意見であります。が、今後そういうことは考えておりません。

それから事業税についていろいろ御指摘を頂いたのであります。殊にこれが個人と法人の間に不均衡があるということであります。これは若干この徵税の実際の面において不均衡があるといふことは、私も争えないと思うのであります。が、併しそういう面は逐次是正されておると存じますし、又そういう点を考慮されながら、今度は基礎控除の引上げでありますとか、税率の引下げが行われておるわけであります。まあ税率は一二%を八%に引下げたのであります。であります。これは三分の一の引下げでありますから、私は税率の引下げは相当大幅なものと考えております。

それから固定資産税であります。が、これも大企業の考慮に偏重しておるのではないかということであります。が、大企業について相当考慮した面は確か

にあります。併しそれも個々について御検討願えば、それ／＼に十分な理由があつて、そうして或るものは大企業の育成のために、或いは或るものは大企業をそういうふうな措置をすることによつて、例えば電気などの場合におきましては、料金の値上げを抑えて、そつとして従つて大衆に負担をかけないといふ考慮から行われたものでありますして、特に大企業優遇といふような考え方はいたしておりません。

それからこの地方交付税制度と地方財政平衡交付金制度との関係であります、これは御指摘の点は、私も若干理由があると考えるのであります、今までの平衡交付金制度は下からの積上げる形式であつて、考え方としては非常に理想的であつたと思うのであります。足らない分は国が全部面倒を見る、併し残念ながら国の中央の財政の都合などで十分これが理想通りに行われておらなかつた。それが延いては地方財政の独立性というものを非常に阻害しておつたといふような実情に鑑みますならば、私は今度の税率、所得税、法人税及び酒税の事を一定して、而もこれを相当程度大幅な変動が起きない限りは、事は変えないと云はつきりした意図の下にできた今度の地方交付税制度は、確かに地方財政の確立のために役立つものではないかと考えておるわけであります。

それから税務行政の改正の点に關連いたしまして、この事業税その他が國税の決定に基礎を置いておるのは適当でない。殊に国税がしばく割当課税になつておる実情から適当でないといふ御意見がありましたけれども、私どもは過去においてそのようなことが若

九

と思ひますが、併し國税のは非常に改善されて、今日うものがどんくと是正され、いたしまして、なまらに基礎を置くことのほうへ意味において不適当であります。又そないわけであります。又そな指置をいたしましたことは、税務行政の便宜又納税では税務行政の便宜又納税の面倒を省くという考え方のあります、それにもう一つは、税主義をとつて地方税の独立のものを捨てたといふ考え方方せんので、御了承願いたいります。(拍手)

○國務大臣(小笠原三九郎君) 地方財政の規模が二十八年度に比べて五百億から減えて九千六百五十三億に膨脹云々ということについていろいろへお話をありました。この点につきましては別にこれは偶然こういうようになつておるのでありますて、これは国の予算一光円云々というようなものとの關係は全然ないわけでござりますが、併し國の財政緊縮の折柄、こういうふうに地方財政が膨脹しますことは、私どもは誠に遺憾に存じておるのでありますて、これはできるだけもう少し地方においても財政規模を圧縮してもらいたいものと考えておる次第でございます。なお、政府といたしましては、今回中央、地方の財源調整の見地からいたしまして、たゞ消費税二百九十二億、揮発油税七十九億を新たに地方団体の税源に加えましたので、入场税を十九億差引きましても、なお三百五十億が地方団体の税源として新たに増

加しております次第でございますので、これは地方の財源独立には相当寄与しておりますと考へております。

なお、入場税と遊興飲食税の問題は、すでに御答弁の通りでござりますが、実は私ども今回地方税及び警察制度のいわゆる財政制度の改正を行なつことになりましたので、富裕都府県とそれから然らざるものとの間の不均衡、不釣合といつるのはよほど減じて参りましたので、只今のところ遊興飲食税を国税に移管するという考え方を持つております。

卷之三 (号外)

官

〔村尾重雄君登壇 拍手〕
○村尾重雄君 地方財政関係法案に対し前の方との重複を避けまして、なお重要な点を聞いては、重ね

このたびの税制改革案は、国税、地方税を通じて直接税、間接税を通じて税体系の調整を大幅に行わんとするもので、その内容から言って、昭和二十五年のシヤウブ勅告に基いて行われた税制改革と同様に、税制における最

も重要な改正であると思うのであります。同時に又数年の間、毎年なし崩しに行われて来たシャウブ税制に対する政府の修正運動に一応の結果がつけられ、よかれ悪しかれ税制が新らしい方向に踏み出されようとする動きが現われている点において、最も注目されねばならない法案であると思うのであります。そこで以下副總理、大蔵大臣、自治庁長官にそれへ質問したいと思ひます。

政府の説明によれば、今回の地方税改正の方針は、地方団体の自立態勢の強化に資するにあると言つてゐるのであります。が、政府は今国会においてすでに警察法の改正案を提案し、自治警を廃止して國家警察の一本化を図り、このために市町村を基礎的団体とする憲法第九十二条の精神を無視し、或いは地方自治法第二条の地方分権を阻害してでも、その強力なる中央集権化を策しているのであります。又、他方においては、知事官選論を唱えているといつたこととく、地方自治の精神を剝奪し、地方団体の自主的活動を根底から覆さんとしている現在におきまして、そのような地方団体を強化するためには、税制改革を行なうという政府の言葉が、正札通り受取ることができないのです。それだけに今回の税制改革が地方自治との関連において如何なる意図の下に行われ、如何なる意義を持つかということを明らかにする

政府の説明によれば、今回の地方税改正の方針は、地方団体の自立意識の強化に資するにあると言つてゐるのであります。が、政府は今国会においてすでに警察法の改正案を提案し、自治警を廃止して國家警察の一一本化を図り、このために市町村を基礎的団体とする憲法第九十二条の精神を無視し、或いは地方自治法第二条の地方分権を損害してまでも、その強力なる中央集

ことは、誠に重要なと思うのであります。

この法案内容を検討すれば、各種地方税の総収入の予想は三千七百二十六億円でありまして、二十八年度より約六百二十四億の増収になるのであります。が、実際は先ほどの議員がいろいろと質問されたごとく、警察法改正によると府県を単位とする國家警備費の増額四百億円を差引くと結果一百二十四億円の増加に過ぎないのです。その他国家予算一兆円のしわ寄せによる国庫補助金の削減或いは委任事務の増加、将来における地方経費の増大等を考えると、内容的に言つても地方財政の独立性の強化であるとは考えられないであります。然るに府県税が三十八億円の増収をみたことは、従来のシヤウブ勧告による市町村税強化の方針に比し、府県財政の強化に重点が移さ

ものであり、而も増収分が警察費に含まれるために、将来においては府県だけではなく地方税全般に、特に住民税等の増徴は必至であると思われるのですが、将来住民税等の増徴などのよほに考えておられるか、これ又政府の方策をお聞きしたいのです。

次に、譲与税の新設の問題について伺いますが、ガソリン譲与税七十九億円につきましては貧富団体間の税源調整として一千五百円、入場税の九割百七十二億五千万円、総額二百五十二億円が中央から譲与されるのであります。この譲与税については当初遊興飲食税をも併せ対象を予定されていましたのであります。然るに遊興飲食税の国税移管だけが中止されたことは周知のところであります。そして入場税だけが国税に移管されたのではありませんが、入場税は先ほどもいろいろと述べられたように、昭和二十三年以来遊興飲食税と共に地方施設としての関連性が極めて強く、從来から同一税として同一の取扱いが行われて來たものであります。而して府県から譲り受けたものであります。このような府県にとって重要な税源となつてゐる入場税が国税に移管せられることは、府県財政自主権の抑圧と言わねばなりません。政府の

すれば、このようなことは当然のことであると言えましょうが、かよくな観点から同様に遊興飲食税も又将来において国税移管を予想され得るのであります。政府は何故入場税のみを国税移し、遊興飲食税を中止したのかについてはすでに質疑が交されて いますので、私はただ将來遊興飲食税をも国税に移管することを考えているのかどうかということをこの際聞きたいのであります。聞くところによれば、大蔵省では遊興飲食税について今年は取止めただけで、決して断念し切つて いるわけがないとたび々言つておられるようですが、特に大蔵大臣の明確なるお答えを聞きたいのであります。

よつて施行される譲与税が、果して一部府県を除いた他の府県の財政収入にプラスとなるかどうか、ここにも疑義があるのです。成るほど入場譲与税と入場税のみを比較すれば、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の七大府県を除いた他の県における収入はプラスになるのです。これが、これらを入場譲与税と地方交付税との関連から見れば、これら他県における財政収入はプラスにはならないのです。

半額負担法によつて行はれて来たが、

当初政府は富裕府県、即ち政令府県への支出はこれを中止する予定を持つておつたが、これは国会において成立せず、根本的に見込み違いとなり、地方財政に重大なる影響を与えたのであります。即ち正確には半額負担とならず、政府の支出金より地方の支出金は上廻つておるのであります。果せるかな、本年会計年度において概略十億円の不足が地方により請求され、或る県においては、三月分の給与金支払い不可能となつてゐる。文相はこの事実を御存じかどうか。又これに対しても如何なる処置を講ぜんとするものであるかどうかを伺いたい。又右の事情により、現行半額負担法によつて、常に地方財政は圧迫され、結局のところ、地方において教職員の首切りとなつて現職員の人員の整理はたゞ一を行わないと常に述べているが、この問題は定員の問題でなくして、財政の理由によつて教職員の身分は常に不安定なのであります。今回の改正によつて、この状況が一層悪化すると思ふのですが、文相の所見をお聞きしたいのであります。又教職員の人員整理の現状について、文部大臣として如何なる見解を持つておられるかも、重ねてお聞きしたいのであります。

私はもう持ち時間が切れますので、最後に、総括的に緒方副総理にお尋ねします。

したいことが一点あるのであります。

この地方税法は、警察法の改正が前提としてこれが提案されておるのであります。その警察法が今日提案されても

りのち、国会外において輿論の厳重な反対を受け、又良識ある人の批判を受けておるのは御存じの通りであります。又国会内におけるこの警察法の審議が非常に今日難航とされておりま

す。なほ、聞くところによりますと、この法案が任命権であるとか、人事に関する修正であるならば、この地

方税法とは関連はいたしませんが、これが三十万とか五十万の自治体警察をば、その住民の意思において若し残す

といらうように修正を見るに至つた場合においては、この地方税法の取扱は重

要なことになると思うのであります。

そこで今日の情勢において、あなたは仮定の前に意見を述べられないとお

つしやるかも知れませんが、今日の衆議院における段階は仮定を通り越して、その修正は如実に今日審議されておるのであります。こういうような点において、若し警察法が今日修正を受けるとなつた場合において、この法案もとより、予算の組替等においてどうお考えになつておるか、あなたのお答えを伺つて終りたいのであります。

(拍手)

○國務大臣(塙田十一郎君登壇、拍手)

お尋ねの第一点、市町村よりも府県

財政の強化に重点を置いた理由はどう

かということになりますが、これはこ

の改革の、部分的に御観下さいます

して知事選論が唱えられておるもの

もありまするので、そういう点から地

方制度の知事の民選に対する批判も起

つておるのであります。その一つと

して知事選論が唱えられておるもの

もありますので、そういう点から地

方制度の知事の民選に対する批判も起

つておるのであります。その一つと

して知事選論が唱えられておるもの</

不足が、地方自治の伸張を阻んでいる現状でもあると認めておるのであります。塙田長官もこの点を提案説明におきまして、地方団体の自立態勢の強化に資するため、独立財源の充実を図る

と
言
わ
れ
て
お
る
の
で
あ
り
ま
す。

地方自治の伸張された姿、地方団体の自立態勢の形、こういふものを一體長

官はどう考えられておられるのか。例えはたびへ議論が出ましたけれど

般会計に繰入れ、然る後特別会計にてべきものと思うが、而も國庫収入の一部が、これを租税及び印紙収入の部に入れてはならない理由及び如何なる理由によりまして、財政法の如何なる各項目によりまして、こういう方法をとったのかを明らかにされたいのであります。

管理費等、甚だしいのは義務教育教書償配布費までも、大巾に切つてあります。このしわを全部地方に寄せるといたしましたならば、一体二方におきましては、考査校舎も、施設も、先ほどからいろいろ、質問者述べられた通り、教職員の定数まで減しようとする動きが顕著であります。このたびの地方税の改正が、地教育を振興するに足る財源を持つてゐるものと認められるのか。具体的にうなれば、現状の学校事務職員、養育教諭等の措置が確保できるのか。こうした点に対しまして、文部大臣に伺いたいのであります。

衆課税化しつつ進むことは当然であります。又増徴の傾向も当然であります。こういった徵稅の方法といふものをおこなうに認めておつてよいか。
その三は、電氣事業等に対する稅率減の配慮は、必ず電氣料金等を引上げさせないという配慮があつてのことか、以上お答えを頂きます。(拍手)
〔國務大臣塙田十一郎君登壇、拍手〕

四

卷之三

國務大臣塚田十一郎君登壇、拍

以上お答えを頂戴申す。(拍手)

ないといふ配慮があつてのこと

必有資斧林金等要事

三才圖會

卷之三

卷之三

つた徵税の方法といふものを

又増徴の傾向も当然であります。

昭和二十九年三月十七日 参議院会議録第十九号

前の財政計画で当然計上さるべきして
計上されておらないものをこの機会に
全部計上する、これを既定規模の是正と
言つているのであります、これが百
四十九億程度の是正をしております。
その上に新らしく二十九年度において
考えられるいろいろな需要増加といふ
ものを全部二十八年度の財政の規模上
に累加いたしまして九千六百五十三億
という数字を得、従つてこれだけのも
のをどこから得るかということで、独
立財源として税をどういうものをどれ
だけ殖やすか、又地方交付税の率をど
うするかというようとに総合的に勘案を
いたしましたわけでありまして、その
結果において起債の件というのもお
のずからきまつて参つたわけであります
から私は問題になる点は、或いは税
収見積りが過大でないかという点が一
点確かに問題になると思うのでありま
す。

す。併しだん／＼と負担が大きくなりますので、税率の引下げを考慮しておることは先ほど申上げた通りであります。いろいろな地方団体のこの税の要素を御覧下さいましても、決して過大見積りといふものはあり得ない。むしろ私どもは今後の経済情勢の推移によつては、相当自然増収が今の計算の上になお見込まれるのではないかとさえ考えておるくらいであります。過大見積りに陥つておるというよつたことは少しも考えておらないのであります。

いますが、財政法第十三条には「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。」としてありますと、特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置することを認めておるのであります。入場税収入といふ特定の歳入は、殆んど大部分を入場税譲与税としまして地方団体に譲与するという特定の歳出に充てるものでありますから、直接この会計の歳入として受け入れるのが適当であると考えて、特に本特別会計法第三条におきましてその旨を明定しておりますので、何ら財政法に抵触するものではないと考えております。

も、国の歳出の中から地方財政調整のための地方交付税及び揮発油譲与税を控除いたしますと三百九十五倍となるのでありますて、従つて地方財政の規模を戦後圧迫したといふようなことは考えられないと思います。

なお、電力会社のことについての話でございましたが、これは直接の私どもの所管ではございませんが、その設備等に関する課税は公共的性質と、あの設備、そういうものの本質から見ましてあいづかうに取計らつたのであります、私どもこの電力料金の値上げは心から希望せざるところでござります。(拍手)

〔国務大臣塚田十一郎君登壇〕

○国務大臣(塚田十一郎君) 答え漏れをいたしましたので……。

事業税の点をお答え漏れをいたしましたが、事業税はいろいろと法人と個人の数字をお上げになつて不均衡を御指摘になつたのであります、その趣旨を見ておりますと、その通りなんですよ。これは御承知のように、法人の場合には、経費として支払われた部分の中に又所得税を納めている考などがありますて、この数字だけでは比較ができないことは御承知の通りだと思います。併し私どもも、絶えず法人と個人との均衡がとれているかどうかということを、いつも

懸念しながら、法人個人間の税率の決定をいたしておりますので、そう大きな開きがあるとは考えておらないのです。

なお、徵収面におきまして、法人と個人とが、帳簿の記帳が上手であるとか、下手であるとかということではなく、相違はどうあらざる。あるようでござりますけれども、これも今後徵税の面におけるべき問題であると思います。

にねじりて公正を期することには

国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第六、国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当該事項となることについて承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)
日程第七、外務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上四件を一括して議題とするに付
に御異議ございませんか。
「異議なし」(二〇〇八年六月二日)

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

1 日本国政府は、その費用で、
　　つ、この協定の規定に従つて、
　　ンドネシア領海にある沈没船船の
　　引揚において、必要な設備及び等
　　品を含む日本国民の役務をインド
　　ネシア政府の利用に供するものと
　　する。

2 前項に規定する役務をインドネシア
　　・シア政府の利用に供するため日本
　　・

日本国とインドネシア共和国との境界の問題を解決するための協定（以下「本協定」といふ）は、日本国とインドネシア共和国との間の紛争を終結するものである。

本協定は、日本国政府が任命する委員会と、インドネシア共和国政府が任命する委員会との間で、両政府間の協議によつて解決されないものは、日本国政府が任命する委員会と、印度ネシア共和国政府が任命する委員会との間で、両政府間の協議によつて解決される。

この協定の実施のための細目は、

第三条
この協定の実施のための細目は、

第四条
この協定の解釈に関する日本国と

報 (号外)

○議長(河井彌八君) 文部大臣の答弁は、出席の際に答弁いたしますように取計らいます。

○議長(河井彌八君) 文部大臣の答弁終了いたしました。質疑は終了したもとのと認めます。

日本國とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中商路賃借協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。

シア共和国との間の二国間平和条約をすみやかに締結し、且つ、その条約の一部として戦争賠償を解決するため、両政府が努力すべきであることに同意するので、また、日本国政府は、平和条約を締結するための努力の具体的な表現として、インドネシア領海の掃海完了区

と見積られる。もつとも、実際は引き揚げられる船舶の数は、東洋銀行調査の結果を考慮して、日本国とインドネシア共和国との協限のなる当局の間の協議によつて決定するものとする。

○議長(河井滿八君) 日程第四、日本
国とインドネシア共和国との間の沈没
船舶引揚に関する中間賠償協定の締結
について承認を求めるの件

參議院議長 堤 康次郎
參議院議長河井彌八殿

本人の役務をインドネシア政府の利用に供する用意があるので、
よつて、日本国政府及びインドネシア政府は、前記の役務を提供する
条件を定めるため、次のとおり協定した。

実施するため現地で利用することができる便宜を日本国民に供与し、日つ、現地で入手することができる毒品の調達について日本国民を援助することによりて、日本国政府に協力するものとする。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当に委任を受け、この協定に署名した。

第一
名

第二

第三条
本邦は、その費用で、且
定の規定に従つて、イ
ンドネシアにある沈没船の
この協定の実施のための細目は、
日本国とインドネシア共和国との
限のある当局の間の協議によつて今

第三条

下名の代表者は、このために正當に権限を与えられて、協定の不可分の一部をなす次の条項を協定した。

1 協定第一条の規定は、協定の効力発生の日前のいづれかの時において、優先権の主張をしないで協定第一条の規定による後の出願を行なうべての場合に適用するものとする。但し、後の出願に係る発明又は考案が、それぞれ特許又は登録されていない場合に限る。

2 協定第五条の規定による第三者は、主として、次のいづれかの場合において、発明、実用新案若しくは意匠を実施し、又はその実施のための必要な準備をした者をいうものとする。

(i) 最初の出願に係る発明、実用新案若しくは意匠に關係なく自ら発明し、若しくは考案した場合又は最初の出願に係る発明、実用新案若しくは意匠に關係なく自らこれを知得した場合

(ii) 最初の出願に係る発明、実用新案又は意匠が、協定第一条に規定する後出願に係る発明、実用新案若しくは意匠に關係なく自らこれを知得した場合

(iii) 発明、実用新案若しくは意匠の実施又はその準備を開始した際、特許権、実用新案権又は意匠権を有するものとされるべきである。

以上の証拠として、両国政府のそ

れぞの代表者は、この譲定書に署名した。

臣權が消滅していた場合

また、(i)に掲げる場合において、後の出願がこの協定の署名の日以後行われるべきときは、協定第五条の規定による期間は、後の出願がされ

る時まで延長されるものとす。

3 協定第五条の規定によるそれぞれの締約国の法令の適用に当つては、次の了解に従うるものとする。

(i) 善意の第三者は、発明、実用新案若しくは意匠を從来実施し、又はその実施の準備をしたことについて、損害賠償、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も請求されない。

(ii) 善意の第三者は、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も支払わないで、その実施を繼續し、又はその準備に基き

ず、協定第七条の規定にかかる

協定第一条、第二条及び第六

条に規定する利益は、いづれかの

協定第一條、第二条及び第六

条と同種の協定を既に締結した國

の双方が本日署名されたこの協定と同種の協定を既に締結した國

又は今後締結する國の国籍を有する者から権利を取得したものにも

その準備を開始した際公然知られたいた場合

以上の中商賈債協定について承認を求める件外三件

千九百五十三年十月二十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岡崎勝男

デンマーク政府のために
L・ティリツツエ

に關する日本国とデンマークとの間の協定に關して、本大臣は、次のように閣下に通報する光榮を有します。

日本国政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいづれの規定の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解しております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解しております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解しております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解ましております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解ましております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解ましております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解ましております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解ましております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解ましております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

日本政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の適用にも影響を与えないものと了解します。

デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三國間につくられた約束であると了解ましております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十月二十一日
L・ティリツツエ

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際司法裁判所規程 〔参考〕

第一回 国際司法裁判所規程

第一章 第一条

国際連合の主要な司法機關として

国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一回 裁判所の構成
第二回
裁判所は、德望が高く、且つ、各自の國で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成す

昭和二十九年三月九日

衆議院議長 堀 康次郎
参議院議長河井鶴八殿

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

第三条

裁判所は、十五人の裁判官で構成し、そのうちのいずれの二人も、同一国の国民であつてはならない。

二以上の国の国民と認められることのある者は、裁判所における裁判官の地位については、私権及び公権を通常行使する国の国民とみなす。

第四条

1 裁判所の裁判官は、常設仲裁裁判所の国別裁判官団によって指名される者の名簿の中から、以下の規定に従つて総会及び安全保障理事会が選舉する。

2 常設仲裁裁判所に代表されない国際連合加盟国については、候補者は、国際紛争の平和的処理に関する千九百七年のハーグ条約の第四十四条によつて常設仲裁裁判官について規定される条件と同一の条件で政府が指名のために任命する国別裁判官団が指名する。

3 この規程の当事国であるが国際連合加盟国でない国が裁判所の裁判官の選舉に参加することができるのであるための条件は、特別の協定がない場合には、安全保険理事会の勧告に基いて総会が定める。

1 國際連合事務総長は、選挙の日の少くとも三箇月前に、この規程

の当事国たる国に属する常設仲裁裁判所の裁判官及び第四条2に基いて任命される国別裁判官団の構成員に対しても、裁判所の裁判官の任務を遂行する地位にある者の指名を一定の期間内に国別裁判官団ごとに行うことを書面で要請しなければならない。

2 いかなる國別裁判官団も、四人をこえて指名することができない。そのうち、自國の国籍を有する者は、二人をこえてはならない。いかなる場合にも、一国別裁判官団の指名する候補者の数は、補充すべき席の数の二倍をこえてはならない。

第五条

各國別裁判官団は、この指名をする前に自國の最高司法裁判所、法律大学及び法律学校並びに法律研究に従事する学士院及び國際学士院の自國の部の意見を求めるなどを勧告される。

第六条

1 事務総長は、これらが選挙されるすべての者のアルファベット順の名簿を作成する。第十二条2に規定する場合を除く外、これらの者のみが選挙される資格を有する。

2 事務総長は、この名簿を総会及び安全保障理事会に提出する。

第八条

総会及び安全保障理事会は、各別に裁判所の裁判官の選挙を行ふ。

第九条

各選挙において、選舉人は、選舉された者が必要な資格を各自に具備すべきものであることに留意しなければならない。

第十条

1 総会及び安全保障理事会で投票の絶対多数を得た候補者は、当選したものとする。

2 安全保障理事会の投票は、裁判官の選挙のためのものであると第十二条に規定する協議会の構成員の任命のためのものであると同様に、安全保障理事会の常任理事官と非常任理事官との区別なしに行なう。

第十一條

3 同一国の国民の二人以上が総会及び安全保障理事会の双方の投票の絶対多数を得た場合には、最年長者だけを当選したものとする。

4 裁判官の間で投票が同数である場合には、最年長の裁判官は、決定投票権を有する。

第十二条

1 第三回の会の後に一以上の席がなお補充されないと、なお空席たる各席について一人を総会及び安全保障理事会の各別の採択によって選出する目的で、三人は安全保障理事会によつて、三人は安全保障理事会によつて任命される六人からなる連合協議会を総会又は安全保障理事会のいずれかの要請によつていつでも設けることができる。

2 必要な条件をみたす者について連合協議会が総会一致で同意した場合には、この者は、第七条に掲げた指名名簿に記載されていなかつたときでも、協議会の名簿に記載されることができる。

第十三条

3 連合協議会が当選者を確保することができないと認めるときは、既に選挙された裁判所の裁判官は、総会又は安全保障理事会のいずれかで投票を得た候補者のうちから選定して、安全保障理事会の定める期間内に空席の補充を行う。

4 裁判官の間で投票が同数である場合には、最年長の裁判官は、決議投票権を有する。

第十四条

空席は、後段の規定に従うことを条件として、第一回の選挙について定められた方法と同一の方法で補充しなければならない。事務総長は、空席が生じた時から一箇月以内に第五条に規定する招請状を発するものとし、選挙の日は、安全保障理事会が定める。

空席は、後段の規定に従うことを条件として、第一回の選挙について定められた方法と同一の方法で補充しなければならない。事務総長は、空席が生じた時から一箇月以内に第五条に規定する招請状を発するものとし、選挙の日は、安全保障理事会が定める。

第十五条

任期がまだ終了しない裁判官の後任者として選挙される裁判所の裁判官は、前任者の残任期間中在任するものとする。

第十六条

1 裁判所の裁判官は、政治上又は行政上のいかなる職務を行うことのもととする。

2 裁判所の裁判官は、政治上又は行政上のいかなる職務を行うことのもととする。

の五人の裁判官の任期は六年の終に終了する。

前記の最初の三年及び六年の期間の終に任期が終了すべき裁判官は、第一回の選挙が完了した後直ちに事務総長がくじで選定する。

第二十条

1 第二回の会の後に一以上の席がなお補充されないと、なお空

席たる各席について一人を総会及び安全保障理事会の各別の採択によつて選出する目的で、三人は安全保障理事会によつて、三人は安全保障理事会によつて任命される六人からなる連合協議会を総会又は安全保障理事会のいずれかの要請によつていつでも設けることができる。

2 前記の最初の三年及び六年の期

間の終に任期が終了すべき裁判

官は、第一回の選挙が完了した

後直ちに事務総長がくじで選定す

る。

裁判所の裁判官は、後任者の補

充に至るまで職務の執行を繼續

し、補充後も、既に着手した事件

を完結しなければならない。

第二十一条

裁判所の裁判官が辞任する場合

には、辞表は、裁判所長に提出さ

れ、事務総長に転達される。この

転達によつて空席が生ずる。

第二十二条

空席は、後段の規定に従うことを

条件として、第一回の選挙について定

められた方法と同一の方法で補充しな

ければならない。事務総長は、空席が

生じた時から一箇月以内に第五条に

規定する招請状を発するものとし、

選挙の日は、安全保障理事会が定め

る。

第二十三条

任期がまだ終了しない裁判官の後

任者として選挙される裁判所の裁判

官は、前任者の残任期間中在任する

ものとする。

第二十四条

裁判所の裁判官は、政治上又は

行政上のいかなる職務を行うこと

のもととする。

第二十五条

裁判所の裁判官は、政治上又は

行政上のいかなる職務を行うこと

のもととする。

第二十六条

2 この点に關する疑義は、裁判所の裁判で決定する。

第十七条 裁判所の裁判官は、いかなる事件においても、代理人、補佐人又は弁護人として行動することができない。

2 裁判所の裁判官は、一方の当事者の代理人、補佐人若しくは弁護人として、国内裁判所若しくは国際裁判所の裁判官として、調査委員会の構成員として、又はその他その資格において干与したことのあるいかなる事件の裁判にも参与することができない。

3 この点に關する疑義は、裁判所の裁判で決定する。

1 裁判所の裁判官は、必要な条件をみたさないようになつたと他の裁判官が全員一致で認める場合を除く外、解任することができない。

2 解任の正式の通告は、裁判所書記が事務総長に対して行う。

3 この通告によつて空席が生ずる。

第十九条 裁判所の裁判官は、裁判所に従事する間、外交官の特權及び免除を享有する。

第二十条 裁判所の各裁判官は、職務をとる前に、公平且つ誠実にその職権を行使すべきことを公開の法廷で故意に宣誓しなければならない。

21 裁判所は、三年の任期で裁判所長及び裁判所次長を選挙する。裁判所長及び裁判所次長は、再選されることはできる。

2 裁判所は、裁判所書記を任命するものとし、その他の必要な職員の任命について規定することができる。

第二十二条

1 裁判所の所在地は、ヘーグとする。但し、裁判所が望ましいと認める場合に他の方で開廷して任務を遂行することを妨げない。

2 裁判所長及び裁判所書記は、裁判所の所在地に居住しなければならない。

第二十三条

1 裁判所は、裁判所の休暇中を除く外、常に開廷され、休暇の時期及び期間は、裁判所が定める。

2 裁判所の裁判官は、定期休暇をとる権利を有する。その時期及び期間は、ヘーグと各裁判官の家庭との間の距離を考慮して、裁判所が定める。

2 裁判所の裁判官は、定期休暇をとる権利を有する。その時期及び期間は、ヘーグと各裁判官の家庭との間の距離を考慮して、裁判所が定める。

3 裁判所の裁判官は、休暇の場合又は病気その他裁判所長が正当と認める重大な事由による故障の場合を除く外、常に裁判所の指示の下にある義務を負う。

24 裁判所の裁判官は、特別の理由によつて特定の事件の裁判に自己が参与すべきないと認めるときは、裁判所長にその旨を通報しなければならない。

25 裁判所は、特定の事件の処理のためにいつでも部を設けることができる。この部を構成する裁判官により三人以上の裁判官からなる一又は二以上の部を臨時設けることができる。

26 裁判所は、その任務を遂行及び輸送通信に関する事件の処理のために、裁判所が決定するところに、手続規則を定める。

27 裁判所規則は、裁判所又はその部に投票権なしで出席する補佐員について規定することができる。

3 裁判所を成立させるに足りる裁判官の定足数は、九人とする。

28 第二十六条 裁判所は、特定の部類の事件、たとえば、労働事件並びに通過及び輸送通信に関する事件の処理のために、裁判所が決定するところに、二人の裁判官を選定する。

29 第三十一条 裁判所は、その任務を遂行するため規則を定める。裁判所は、特に、二人の裁判官を選定する。

30 第二十七条 裁判所は、定期の事件の処理のためにいつでも部を設けることができる。この部を構成する裁判官の数は、当事者の承認を得て裁判所が決定するものとする。

31 第二十八条 裁判所は、裁判所の裁判官及び裁判所長の意見が一致しないときは、裁判所の裁決で決定する。

32 第二十九条 裁判所がその裁判官席に当事者の一の国籍裁判官を有する場合に係属する事件について出席することは、他のいずれの当事者も、裁判官として出席する者一人を選定することができる。この者は、第四条及び第五条の規定により候補者として指名された者の中から選定されることが望ましい。

33 第三十条 裁判所が裁判官席に当事者の一の国籍裁判官を有する場合に別段の明文規定がある場合を除く外、裁判所は、全員が出席して開廷する。

34 第三十二条 裁判所が裁判官席に当事者の一の国籍裁判官を有しない場合には、各裁判所が裁判官席に当事者の国籍裁判官を有しない場合には、各当事者は、本条の規定により裁判官を選定することができる。

35 第三十三条 裁判所の規定は、第二十六条及び第二十九条に定められた部は、当事者の同意を得てヘーグ以外の地で開廷して任務を遂行することができる。

36 第三十四条 裁判所は、当事者の要請によつて簡易手続で事件を審理し、及び裁判をすることができる五人の裁判官からなる

部を毎年設ける。なお、出席することができない裁判官に交替するため、二人の裁判官を選定する。

37 第三十五条 裁判所は、その任務を遂行するため規則を定める。裁判所は、特に、二人の裁判官を選定する。

38 第三十六条 裁判所は、定期の事件の処理のためにいつでも部を設けることができる。この部を構成する裁判官の数は、当事者の承認を得て裁判所が決定するものとする。

39 第三十七条 裁判所は、裁判所の裁判官及び裁判所長の意見が一致しないときは、裁判所の裁決で決定する。

40 第三十八条 裁判所がその裁判官席に当事者の一の国籍裁判官を有する場合に係属する事件について出席することは、他のいずれの当事者も、裁判官として出席する者一人を選定することができる。この者は、第四条及び第五条の規定により候補者として指名された者の中から選定されることが望ましい。

41 第三十九条 裁判所が裁判官席に当事者の一の国籍裁判官を有しない場合には、各裁判所が裁判官席に当事者の国籍裁判官を有しない場合には、各当事者は、本条の規定により裁判官を選定することができる。

42 第四十条 裁判所の規定は、第二十六条及び第二十九条に定められた部は、当事者の同意を得てヘーグ以外の地で開廷して任務を遂行することができる。

43 第四十一条 裁判所は、当事者の要請によつて簡易手続で事件を審理し、及び裁判をすることができる五人の裁判官からなる

らなかつたことが過失によらなかつた場合に限る。

2 再審の手続は、新事実の存在を確認し、この新事実が事件を再審に付すべき性質をもつものであることを認め、且つ、請求がこの理由から許すべきものであることを言い渡す裁判所の判決によつて開始する。

3 裁判所は、再審の手続を許す前に、原判決の条項に予め従うべきことを命ずることができる。

4 再審の請求は、新事実の発見の時から遅くとも六箇月以内に行わなければならぬ。

5 判決の日から十年を経過した後は、いかなる再審の請求も、行うことができない。

第六十二条
1 事件の裁判によつて影響を受けことがある法律的性質の利害關係をもつと認める国は、参加の許可の要請を裁判所に行なうことができる。

2 裁判所は、この要請について決定する。

第六十三条

1 事件に關係する國以外の國が当事國である條約の解釈が問題となる場合には、裁判所書記は、直ちにこれらのすべての國に通告する。

1 裁判所書記は、勧告的意見の要請を、裁判所で裁判を受けることができるすべての國に直ちに通告する。

2 裁判所書記は、また、裁判所で裁判を受けることができる國又

裁判所は、事務長並びに直接に關係のある國際連合加盟國、その他

2 この通告を受けた各國は、手続に参加する権利を有するが、この権利行使した場合には、判決によつて与えられる解釈は、その國もひとしく拘束する。

裁判所が別段の決定をしない限り、各当事者は、各自の費用を負担する。

裁判所が別段の決定をしない限り、各当事者は、各自の費用を負担する。

第四章 勧告的意見

第六十五条

1 裁判所は、國際連合憲章によつて又は同憲章に従つて要請することを許可される團体の要請があつたときは、いかなる法律問題についても勧告的意見を与えることができる。

2 裁判所の勧告的意見を求める問題は、意見を求める問題の正確な記述を掲げる請求書によつて裁判所に提出するものとする。この請求書には、問題を明らかにすることができるすべての書類を添付するものとする。

第六十六条

1 裁判所書記は、勧告的意見の要請を、裁判所で裁判を受けることができるすべての國に直ちに通告する。

2 裁判所書記は、また、裁判所で裁判を受けることができる國又

は國際機関で問題に関する資料を提供することができる裁判所又は、開廷中でないときは、裁判所に於て与えられる解釈は、その國もひとしく拘束する。

裁判所が別段の決定をしない限り、各当事者は、各自の費用を負担する。

裁判所長の定める期間内にこの問題に関する陳述書を受理し、又は特に開かれる公開の法庭でこの問題に関する口頭陳述を聽取する用意があることを、特別の且つ直接の通知によつて通告する。

裁判所で裁判を受けることができる前記の國は、本条2に掲げる特別の通知を受領しなかつたときは、陳述書を提出し、又は聽取される希望を表明することができる。裁判所は、これについて決定する。

3 裁判所又は、開廷中でないときは、裁判所長が各個の事件について決定する形式、範囲及び期間において、他の國又は機関が行なつた陳述について意見述べることを許される。このために、裁判所は、必要と認めるこの規程の改正を、第六十九条の規定による審議のために事務総長にあてた通告書で提案する権限を有する。

4 書面若しくは口答の陳述又はこの双方の陳述を行つた國及び機関は、裁判所又は、開廷中でないときは、裁判所長が各個の事件について決定する形式、範囲及び期間において、他の國又は機関が行なつた陳述について意見述べることを許される。このために、裁判所は、前記の書面の陳述を、同様の陳述を行つた國及び機関に適当な時期に送付する。

第六十七条

1 裁判所書記は、前記の書面の陳述を、九百五十三年十二月九日に國際連合総会第四百七十一回本会議で採択された決議

(a) 國際司法裁判所規程の規定を受諾すること。

(b) 憲章第九十四条に基く國際連合加盟國のすべての義務を受諾すること。

の國及び國際機関の代表者に通告し、た後に、公開の法庭で勧告的意見を発表する。

裁判所は、適用することができると認める範囲内で、係争事件に適用されるこの規程の規定による。

第五章 改正

第六十九条

この規程の改正は、國際連合憲章が同憲章の改正について規定する手続と同一の手続で行なう。但し、總会がこの規程の当事國で國際連合加盟國でないものの参加に関する安全保

障理事会の勧告に基いて採択するとのある規定には従うものとする。

6 第七十一条
裁判所は、必要と認めるこの規程の改正を、第六十九条の規定による審議のために事務総長にあてた通告書で提案する権限を有する。

日本国が國際司法裁判所規程の当事國となるための条件に関する千九百五十三年十二月九日に國際連合総会第四百七十一回本会議で採

1 裁判所書記は、前記の書面の陳述を、同様の陳述を行つた國及び機関に適当な時期に送付する。

(a) 國際司法裁判所規程の規定を受諾すること。

(b) 憲章第九十四条に基く國際連合加盟國のすべての義務を受諾すること。

月二十四日付の國際連合事務総長にあてた通報をもつて、日本国が國際司法裁判所規程の当事國となるための条件を承知したい旨の希望を表明したので、

國際連合憲章第九十三条2は、國際連合加盟國でない國が、安全保障理事会の勧告に基いて総会が各場合に決定する条件で、國際司法裁判所規程の当事國となることができる旨を規定しているので、

安全保障理事会は、この問題に関する勧告を採択したので、総会は、憲章第九十三条2に従つて、安全保障理事会の勧告に基き、日本国がこの規程の当事國で國際連合加盟國でないものの参加に関する安全保

障理事会の勧告に基いて採択するための条件を次のとおり決定する。

日本国は、日本国政府のために署名され、且つ、日本国憲法上必要なならばそれに従つて批准された文書を國際連合事務総長に寄託した日に、國際司法裁判所規程の当事國となる。その文書は、次の事項を含むものとする。

日本国が國際司法裁判所規程の当事國となるための条件に関する千九百五十三年十二月九日に國際連合総会第四百七十一回本会議で採

1 裁判所書記は、前記の書面の陳述を、同様の陳述を行つた國及び機関に適当な時期に送付する。

(a) 國際司法裁判所規程の規定を受諾すること。

(b) 憲章第九十四条に基く國際連合加盟國のすべての義務を受諾すること。

する」と。

日本国政府は、千九百五十三年十

(c) 総会が日本国政府と協議の上、隨時割り当てる公正な金額を国際司法裁判所の費用のため負担することを約束すること。

「審査報告書は都合により附録に掲載」

外務省設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

昭和二十九年三月十一日

衆議院議長 堤 康文郎

参議院議長 沢井義八殿

表中 「在中華民国日本国大使館」 「台湾 台北」 を削り、「在ルクセンブルグ日本国公使館」 「ルクセンブルグ ルクセンブルグ」 に改め、「在エジプト日本国公使館」 「エジプト カイロ」 に改め、「在エジプト日本国大使館」 「エジプト カイロ」 を

「在ルクセンブルグ日本国公使館」 「ルクセンブルグ ルクセンブルグ」
 在ホンデニラス日本国公使館 「ホンデニラス テグンガルバ」
 在エル・サルバドル日本国公使館 「エル・サルバドル サン・サルバドル」
 在コロンビア日本国公使館 「コロンビア ボゴタ」
 在アフガニスタン日本国公使館 「アフガニスタン カブール」
 在イラク日本国公使館 「イラク バグダッド」
 在シリア日本国公使館 「シリア ダマスカス」
 在レバノン日本国公使館 「レバノン ベイルート」

外務省設置法等の一部を改正する法律案

目次

第一条 外務省設置法の一部改正

第二条 在外公館の名称及び位置

第三条 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

第四条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正

第五条 在外公館の名称及び位置

第六条 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

第七条 在外公館の名称及び位置

第八条 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

第九条 在外公館の名称及び位置

第十条 在外公館の名称及び位置

第十二条 在外公館の名称及び位置

第十三条 在外公館の名称及び位置

第十四条 在外公館の名称及び位置

第十五条 在外公館の名称及び位置

第十六条 在外公館の名称及び位置

第十七条 在外公館の名称及び位置

第十八条 在外公館の名称及び位置

第十九条 在外公館の名称及び位置

第二十条 在外公館の名称及び位置

第二十一条 在外公館の名称及び位置

第二十二条 在外公館の名称及び位置

第二十三条 在外公館の名称及び位置

第二十四条 在外公館の名称及び位置

第二十五条 在外公館の名称及び位置

第二十六条 在外公館の名称及び位置

第二十七条 在外公館の名称及び位置

第二十八条 在外公館の名称及び位置

第二十九条 在外公館の名称及び位置

第三十条 在外公館の名称及び位置

第三十一条 在外公館の名称及び位置

次のように改正する。

目次中「第五章 職員(第二十

九条・第三十条)」を「第六章 職

員(第二十九条・第三十一条)

眷属領事及び名譽領事(第三十一

条)」に改める。

（在外公館の名称及び位置）

第二十二条第二項中「領事館

分館、名譽領事館及び名譽領事

館」を「及び領事館分館及び国際

連合日本政府代表部」に改める。

第二十四条第一項中「在外公館」

の下に「（国際連合日本政府代表部

を除く。以下本条同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 国際連合日本政府代表部は、

アメリカ合衆国ニューヨークに置く。

要の地に置くことができる。

2 名譽領事及び名譽領事の職務その他のに關し必要な事項は、

外務大臣の定めるところによる。

全権大使、特命全権公使、總領事及び領事とし、国際連合日本政府代表部の長は、特命全権大使とする。

第三十条の次に次の二章を加える。

第六章 名譽領事及び名譽領事

（在外公館の名称及び位置）

第二条 在外公館の名称及び位置

を定める法律（昭和二十七年法律第

八十五号）の一部を次のように改

正する。

本則中「在外公館」の下に「（国際

連合日本政府代表部を除く。）」を加える。

は名譽領事を任命し、これを所

に置くことができる。

要の地に置くことができる。

外務大臣の定めるところによ

る。

（在外公館の名称及び位置）

第三十二条 在外公館の名称及び位置

を定める法律（昭和二十七年法律第

八十五号）の一部を次のように改

正する。

本則中「在外公館」の下に「（国際

連合日本政府代表部を除く。）」を加える。

第三十三条 在外公館の名称及び位置

を定める法律（昭和二十七年法律第

八十五号）の一部を次のように改

正する。

本則中「在外公館」の下に「（国際

連合日本政府代表部を除く。）」を加える。

第三十四条 在外公館の名称及び位置

を定める法律（昭和二十七年法律第

八十五号）の一部を次のように改

正する。

本則中「在外公館」の下に「（国際

連合日本政府代表部を除く。）」を加える。

第三十五条 在外公館の名称及び位置

を定める法律（昭和二十七年法律第

八十五号）の一部を次のように改

正する。

本則中「在外公館」の下に「（国際

連合日本政府代表部を除く。）」を加える。

第三十六条 在外公館の名称及び位置

を定める法律（昭和二十七年法律第

八十五号）の一部を次のように改

正する。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改

正する。

別表第二を次のよう改める。

別表第一

官職名	俸給月額	大使	大使	公使
一 二 三 四	一 二 三 四	一 二 三 四	一 二 三 四	一 二 三 四
號 俸	號 俸	號 俸	號 俸	號 俸
號 俸	號 俸	號 俸	號 俸	號 俸
六,000 日元	五,000 日元	四,000 日元	三,000 日元	二,000 日元

第四条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二年五月二日法律第二百四十九号）

第四条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表 大使館の項目中		中華民国		大日本國	
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
0001.11.11	000,000.00	0001.11.11	000,000.00	0000.11.11	六千000
0001.11.11	000,000.00	0001.11.11	000,000.00	0000.11.11	六千000
0001.11.11	000,000.00	0001.11.11	000,000.00	0000.11.11	六千000
0001.11.11	000,000.00	0001.11.11	000,000.00	0000.11.11	六千000

に改め、公使館の項中 エジプト

に改め、慈顕寺館の頃中

0000.11	0000.11	0000.11	0000.11	0000.11
0000.11	0000.11	0000.11	0000.11	0000.11
0000.11	0000.11	0000.11	0000.11	0000.11
0000.11	0000.11	0000.11	0000.11	0000.11
0000.11	0000.11	0000.11	0000.11	0000.11

（アーティスト）：
（曲名）：

〔佐藤尚武君登壇、拍手〕

○佐藤尚武君 只今議題となりました日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、我が国のインドネシア共和国に対する賠償に關しましては、先に来朝したインドネシア使節団と折衝の結果、昭和二十四年一月にサンフランシスコ平和条約第十四条の規定に基く中間協定案が作成されました。この案はインドネシア本国政府の承認するところとならなかつたのであります。その後、同国政府は、昭和二十八年三月に締結せられました日本国とフィリピン国との間と沈船引揚協定と同種の協定を、日本との間に締結したいと希望して参りました。そこで政府といたしましては、インドネシアとの正常な外交関係の樹立

佐藤尚武君答增 拍手

に改め、同項の次に

国際連合日本政府代表部

附
四

を加える、Outfit.11 COMO.M

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、在コロンビア、在アフガニスタン及び在イラクの各日本国公使館に関する部分については、政令で定める日から施行する。

を促進し、且つその実現にとつて重大

と。第一条において、六十隻より少く

以上が政府の説明でありました。

は「そのように考え方」との答弁がありました。

○佐藤義武著　只々 論題となりました

沈没船船引揚に關する中國賠償協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますると、我が國

アシカシテハ、先に来朝したインドネシア使節団と折衝の結果、昭和二十七

年一月にサンフランシスコ平和条約第十四条の規定に基く中間協定案が作成

されましたが、この案はイントネシア本国政府の承認するところとならなかつたのであります。その後、同国政府

は、昭和二十八年三月に締結せられました日本国とフリリピン国との間と

沈船引揚協定と同種の協定を、日本との間に締結したいと希望して参りま。

た。そこで政府いたしましては、インドネシアとの正常な外交関係の樹立

船引揚に関する中國賠償協定と同一の目的及び意義を有するものであります。そしてその内容は、前文と本文五カ条及び末文からなつておりますて、これをフィリピンとの沈船引揚協定の内容と比較いたしますると、異なる点は、本協定の前文において、両国間に二国間平和条約を速かに締結し、且つその条約の一部として、戦争賠償を解決するため、両国政府が努力すべきであることに同意した旨を定めておること

なお、第二条は、インドネシア政府は、日本政府に協力して便宜を供与し物品調達の援助を行うこと。第三条は本協定の実施細目は、両国政府当局間の協議によつて定めること。第五条には、この協定が将来両国間に締結される二国間平和条約中の最終賠償取扱の不可分の一部となること。及び本協定は、それべくの国内法上の手続に従つて承認せられたことを通知する公文が交換されたときに効力を生ずる旨を規

立せられるか、はつきりした見通しはつかないというのが実情である。賠償額はまだきまらない。二国間平和条約は、我が國とインドとの間の条約に似たものを「予定している」との答弁がありました。又「中間賠償は沈船引揚に限定せず、経済的に協力するとか、例えば病院施設の設置について協力するとか、いま一層債務の概念を広範囲のものにして、日本側の誠意を披露する考え方ではないか」との質問に対しまして

ドネシアとの間の国交は未回復であつて、その原因は賠償問題に關係がある。この協定が成立すれば、将来賠償問題が解決され、ついで國交回復に進むことになると思われる。そしてそれは誠に喜ばしいことであるので、その意味で本件の承認に賛成をする」との意見を述べられました。

かくて討論を終結し、採決に入りましたところ、本件は承認すべきものとして、全会一致を以て決定された次第であります。

応することとしまして、昨年十月来朝いたしましたスダルソノ氏一行の賠償調査団との間に累次折衝を経て参りました結果、両国当時者同の意見がまとまりましたので、昨年十二月十六日に東京でこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、第十六回国会で御承認を得ましたフィリピンとの沈没船船引場に関する中國賠償協定と同一の目的及び意義を有するものであります。

即ち六百五十万ドルに相当する額を超えない旨を規定しておること。及び第四条において、本協定の解釈に因する両国間の紛争で、協議によつて解決されないものは、三人の委員よりなる仲裁委員会において決定することを定めたこと。以上の三点でありますて、その他はフィリピンとの協定と大差はないございません。

審議を行いましたが、次に質疑の主なるものを申上げますと、「日本とイン・ドネシア両国間の正常な外交関係樹立につき話合いがあつたか、その見通しはどうか、又賠償問題はどうなつてゐるか、二国間平和条約の内容の大綱はできているか」という質問に対しまして、「これらの問題については逐次話合いで進めているが、いつ正常關係が樹立せられるか、はつきりした見通しはないといふのが実情である。賠償

員は、「本件を承認することに賛成する。尤もこの協定は飽くまで中商賠償であるから、その根本である賠償協定を速かに締結し、国交回復につき速かる方策を実行せんことを要望して、これに賛成するものである」との意見を述べられました。

は「そのように考え方」との答弁がありました。

次に、議題となりました第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますると、第二次世界大戦と、これに続く日本の連合国による占領のため、約十年間は日本、デンマーク間の通信連絡は異常状態に置かれ、その結果として、右期間においては工業所有権關係の出願書類を相手国に郵送したり、又特許料、登録料等を相手国に送金納付することが極めて困難であり、又時によつては全く不可能であったこともありました。更に連合国の占領政策は、一時日本政府が外国人の出願を受理したり、又は日本人が外国に出願することを禁止いたしました。これらの理由により、日本とデンマーク間においては互に相手国民の工業所有権を保護するための措置をとることができない状態にあります。ところが一昨年十月に至り、デンマーク政府から我がほうに対して、これらの権利を相互的基礎に立つて救済するための協定を締結したい旨の申入れがあり、東京で交渉を行いましたところ、両国間の意見が完全に一致しましたので、昨年十月二十一日に協定案に署名を行なつた次第であります。

この協定の内容は、第一に、工業所有権の特許又は登録のための優先期間の延長について定め、第二に、消滅した特許出願又は登録出願の効力回復について規定しておるのであります。が、先に第十六回特別国会で御承認を得ました、我が国とドイツ連邦共和国及びイスラエルとの間の協定の内容と殆んど差異がないのであります、この協定の締結は、両国間の友好關係及び技術提携關係を増進させるのに役立つものと信ずる旨の説明がありました。

委員会は、二月八日以来、三回本件の審議を行いました。質疑の要点を御報告いたしますと、「日本とデンマークがそれ／＼相手国において有する工業所有権の登録数はどれくらいあるか」との質問に対しまして、政府委員より、「デンマークが日本に持つてゐる有効な工業所有権は全部で八十一件、その内訳は、特許四十一件、実用新案六、商標一件となつていて、このうち本協定によつて効力を回復すると思われるものは約二十件である。他方日本がデンマークに持つてゐる工業所有権については事情が判明していないので、且下先方に問合せ中であるが、殆んどないものと推定される」との答弁がありました。次に、「この協定附屬の交換公文は何を意味しているのか、又どんな必要があつて公文を交換した

「のか」との質問に対し、「この交換公文、我がほうよりの往輸には、この規定の適用にも影響を与えない旨が示されているが、これは同条約第十六条の規定に関連したものである。即ち同第十六条は、日本國の捕虜であつた間に不当な苦難をこうむつた連合軍隊の構成員に対する償いとして、戦争中、中立国であつた國にある日本國及びその國民の資産を赤十字國際委員會に引渡し、赤十字國際委員會はこれを被害者のために分配する旨を規定しておるのであるが、デンマークにある工業所有權がこの赤十字國際委員會に引渡すべき資産中に含まれるのかどうか必ずしも明らかではないために、この工業所有權の処理につき、平和条約署名國の中から、右第十六条の規定に基づいて異議の申出があるかも知れない。そこでかかる場合を予想して、あらかじめ誤解を避けるために、日本が平和条約に忠実である旨を表明して、我方がほうの立場を明らかにした次第である。他方デンマークよりの復輸は、同国は対日平和条約の署名國でないから、同和平条約はデンマークの何ら關知するところではない。従つて同國にある日本の工業所有權を平和条約の規定に従つて赤十字國際委員會に引渡すかどうかとの問題は、同國の関係する

ころではないとの趣旨を明らかにしたものであるといふ、そういう趣旨の答弁がありました。その他の詳細につきましては会議録により御承知頂きたいと思います。

委員会は三月十五日質疑を終了し、討論を経て、採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

次に、議題となりました国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますると、この国際司法裁判所規程は、一九四五年十月二十四日に発効したものであります。現在当事国は六十二カ国に上つております。その内容は、国際司法裁判所の構成、任務、権限、適用法規、訴訟手続等を規定してあるものであります。国際連合憲章第九十三条规定によると、すべての国際連合加盟国は当然に国際司法裁判所規程の当事国となるのであります。我が国は先に昭和二年のであります。我が國は先に昭和二

十七年六月二十三日に国際連合への加盟申請をいたしたのであります。が、安全保障理事会で否決されたため、加盟は実現しないまま今日に至りました。併し政府は国際紛争を平和的に解決する見地から、右国連憲章第九十三条の規定に従い、国際司法裁判所規程のみの当事国となる方針をとり、昨年十一月二十四日国連事務総長に我が國が国連司法裁判所の当事国となるための条件を承知したい旨を申入れました。これに対し国連総会は直ちにこれを安全保険理事会に回付して後、同理事会の勧告に基き、同年十二月九日、五十一対零、棄権五、欠席四にてその条件を可決し、同月十四日、国連事務総長より我がほうへ正式に右条件に関する総会の決議を通告して参りました。その内容は、「国際司法裁判所規程を受諾すること」、「裁判所の費用を分担すること」、以上の三つでありまして、これらは先にスイス及びリヒテンシユタインがこの規程の当事国となつた場合の条件と同様で妥当なものと考えられる次第であります。我が國はこの条件に対す受諾書を国連事務総長に寄託することにより、国際司法裁判所の規程の当事国となることができるのあります。かくして、かくして我が国は今後諸外国と

の国際紛争をこの規程の定むるところに従つて国際司法裁判所に付託することより、これを平和的に解決する道が開かれることになるのであります。よつて本件につき国会の御承認を得たいとの政府の説明でありました。

政府の説明によりますと、本案は、第一条外務省設置法の一部改正、第二条在外公館の名称及び位置を定め法律の一部改正、第三条特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び第四条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正の四点に分れております。

次に名譽領事制度につきましては、政府は平和条約発効後大、公使館及ば領事館の設置に主眼をおいて参りまつたため、未だこの制度を活用するに至つております。せんが、漸次名譽総領事及び名譽領事任命の必要も増して來たので、昭和二十九年度から必要な個所に適當な人を名譽総領事及び名譽領事と任命いたしました。

十六、領事館十、在外事務所一館、
計六十六館であります。このうち主
な館は兼設公館となつております。
いたしましては、特に我が国の經濟
交推進の見地から昭和二十九年度に
ける新設公館につき慎重検討を加え
した結果、在ホンジュラス、エル・サ
ルバドル、コロンビア、アフガニ
スタン、パラグアイ、チリ、及ドミニコ

スサオ外府合元ニシニラル。ト公使館の大使館への昇格に伴いして、これらの在外公館に勤務する務公務員に支給すべき在勤俸の額をめる必要がありますので、これに従て当該法律の一部を改正せんとするのであります。これらの在勤俸の額既設の在外公館分について算定いたしましたのと全く同じ方法に基づき算定

で解決し得なかつた場合に、国際仲裁裁判や国際司法裁判に付することは現実問題としては十分に慎重にやる必要があり、軽々に決すべき問題ではないと思ふが、外務当局の考えはどうか」との質問に対しまして、「アラフラ海の真珠貝採取の問題は長い間の交渉の末、漢州

との間に国際司法裁判所に提訴する話合いができるのであるが、国際司法裁判所に参加したからといって今後も軽々しく問題をこれに持込むというわけで

はない、十分慎重を期するつもりである」との答弁がありました。

委員会は三月十五日質疑を了し討論を経て採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定いたした次第であります。

最後に議題となりました、外務省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

政府の説明によりますると、本案は、第一条外務省設置法の一部改正、第二条在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正、第三条特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び第四条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正の四点に分れております。

第一条の要旨は国際連合日本政府代表部の設置及び名譽総領事館並びに名譽領事館に関する規定の改正の二点であります。政府は、昭和二十七年六月国際連合に対し正式に加盟申請をいたしましたが、遺憾ながら加盟は実現しないで今日に至っております。併し我が国は同年十月オブザーバーの地位を認められて以来、国連の各種会議に出席すると共に諸種の事業に積極的に参加し、かくて我が國の国連における地位は事实上逐次確立されつつあるのであります。政府いたしましては、一昨年十月以来在米大使館から所要の人員をニューヨークに駐在せしめ、対国連関係事務の処理に当らしめて來たのでありますが、我が國の対国連関係事務がます々増大し、且つ我が外交上その重要性も加わつて參りましたので、在外公館の一つとして国際連合日本政府代表部をニューヨークに設置し、その長を特命全権大使とするこ

次に名譽領事制度につきましては、政府は平和条約発効後大、公使館及び領事館の設置に主張をおいて参りましたが、おりませんが、漸次名譽領事及び名譽領事任命の必要も増して來たので、昭和二十九年度から必要な個所に適当な人を名譽総領事及び名譽領事として任命したい所存であります。

現行外務省設置法によりますと、名譽総領事館及び名譽領事館は在外公館の一つとして法律を以て設置し、然る後に名譽総領事並びに名譽領事を任命する建前としておるのであります。が、その身分、職務等の性質上から見て名譽総領事館及び名譽領事館を在外公館として規定することは必ずしも必要でなく、且つ同制度の運用上甚だ不便であります。そこで今般の改正の趣旨は名譽領事制度の実態に即してその運用を簡便ならしめるため、これを在外公館として法律を以て設置することなくして、名譽総領事及び名譽領事を任命するようにするものであります。

次に第二条は在外公館十二館の設置及びエジプト公使館の大使館への昇格を要旨としております。政府は平和条約発効後我が国外交政策の実施に必要な大使館十八、公使館二十一、総領事館所に在外公館を設置して参りましたところ、本年一月末現在開設済みのものは

十六、領事館十、在外事務所一館、
計六十六館であります。政府
館は兼轄公館となつております。
といたしましては、特に我が国の經濟
交推進の見地から昭和二十九年度に
ける新設公館につき慎重検討を加え
した結果、在ホンジュラス、エル・サ
ルバドル、コロンビア、アフガニシ
タン、イラク、シリア及びレバノンの
公使館並びに在シドニー及びハンブ
ルの二總領事館のほか、在トロント、
メダン、レオボルドザイルの三領
館、合計十二館を設置し、又在エジ
プト公使館を大使館に昇格することに
定いたしました。なお右新設予定の
二館のうち、在ホンジュラス及びエル
サルバドル各公使館は在メキシコ
大使館に、又在アフガニスタン公使館
在イラン公使館にそれ／＼兼轄させ
ものであります。

第三に、本案第三条は大使及び公使
の給与に関するものであります。この
俸給月額は現行法律では「一号から二
号までおの／＼三段階に分れてお
ます」が、政府といたしましては、官員
双方から新進気鋭の士を抜擢し大使
は公使に任命しやすくするため、現行
一号俸の下にそれ／＼新たに低い号俸
を設けようとするものであります。

第四に、本案第四条は、本案第一項
の国際連合日本政府代表部の設置、第
二条の在外公館十二館の設置及び工事

ト公使館の大使館への昇格に伴いして、これらの在外公館に勤務する務公務員に支給すべき在勤俸の額を定める必要が有りますので、これに從て当該法律の一部を改正せんとするのであります。これらの在勤俸の額既設の在外公館分について算定いたしましたのと全く同じ方法に基き算定いたしたものであります。

なお本案附則において本案の施行日を四月一日といたしておりますが在コロンビア、アフガニスタン及びラク各公使館に関する部分につきましては、國交回復後政令で定める日から施行するよう措置いたしました。

以上が政府の説明であります。

委員会は三月八日以来三回に亘り件の審議を行いました。次に質疑のなるものを御報告いたしますると、一に「名譽領事制度は、従来十分に費弁償の程度にとどまらず、もつと費を殖やし、その機能を發揮させるべきか」との質問に対し、「名譽領事に關し來年度予算に計上された額三百七十万円であつて、従来とも名領事には謝礼金を出す程度で給料は給していないが、その多くが土地の産家や名望家である点を考慮する必がある。結局、人の問題であるが、

官 報 (号 外)

意見が述べられました。かくて討論を終了し、採決の結果、衆議院送付案は、全会一致を以て可決せられ、附帯決議案は少數を以て否決せられました。なお郵政大臣より、永岡委員提出の附帯決議案及び瀧井委員よりの希望条件に対しては、その趣旨を十分に尊重して善処したい旨の発言があつたことを付言しておきます。

○議長(河井彌八君) 別に御発誓もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定いたしました。次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

○本日の会議に付した事件
一、議員派遣の件
一、日程第一 防衛庁設置法案及び
自衛隊法案(題旨説明)
一、日程第二 日本国とアメリカ合
衆国との間の相互防衛援助協定の
批准について承認を求める件、

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び投資の保護に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)認を求めるの件(趣旨説明)

一、日程第三 地方税法の一 正する法律案、入場譲与税

昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律案及び地方財政平衡法

付金法の一部を改正する法律案 (趣旨説明)

一、日程第四 日本国とイングランド ア 共和國との間の沈没船賠償問題

一、日程第五 第二次世界大戦の影

審を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の

協定の締結について承認を求める
の件

一、日程第六 国際連合総会の定め

た条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて

承認を求めるの件

部を改正する法律案

一部を改正する法律案

出席者は左の通り。	
議員	河井 謙三君
小林 武治君	佐藤 尚武君
岸 良一君	小林 政夫君
片柳 真吉君	北 勝太郎君
上林 忠次君	柏木 唐治君
柏木 重吉君	井野 順哉君
井野 順哉君	飯島連次郎君
飯島連次郎君	赤木 正雄君
赤木 正雄君	森 八三一君
森 八三一君	村上 義一君
村上 義一君	三木與吉國君
三木與吉國君	前田 稔君
前田 稔君	早川 懷一君
早川 懹一君	中山 祐藏君
中山 祐藏君	常岡 一郎君
常岡 一郎君	田村 文吉君
田村 文吉君	竹下 龍次君
竹下 龍次君	杉山 昌作君
杉山 昌作君	高木 正夫君
高木 正夫君	島村 軍次君
島村 軍次君	高木 高橋
高木 高橋	正夫君
正夫君	新谷寅三郎君
新谷寅三郎君	館 哲二君
館 哲二君	豊田 雅孝君
豊田 雅孝君	野田 俊作君
野田 俊作君	宮城タマヨ君
宮城タマヨ君	辰雄君
辰雄君	廣瀬 久忠君
廣瀬 久忠君	森田 義衛君
森田 義衛君	山川 良一君
山川 良一君	奥 むめお君
奥 むめお君	楠見 義男君
楠見 義男君	石黒 忠篤君
石黒 忠篤君	加賀山之雄君
加賀山之雄君	北 勝太郎君
北 勝太郎君	重宗 雄三君
重宗 雄三君	河井 順八君
河井 順八君	議長
議長	河井 順八君

谷口	弥三郎君	長島	銀藏君	岡崎	大矢半次郎君	澁井治三郎君	大矢半次郎君	長島	銀藏君	谷口	邦彥君
瀧	市平君	春彦君	植竹	伊能君	西郷吉之助君	北村	一男君	中山	壽彦君	山縣	勝見君
園	市平君	春彦君	松岡	伊能君	西郷吉之助君	北村	一男君	中山	壽彦君	大屋	晋三君
田中	信次君	寺尾	中川	以良君	大野木秀次郎君	大野木秀次郎君	古池	信三君	津島	壽一君	神原
中	啓一君	豊君	中川	信次君	古池	信三君	神原	亨君	宮澤	喜一君	横山
石原幹市郎君	望潤君	幸平君	吉野	信次君	伊能繁次郎君	伊能繁次郎君	高橋	賛雄君	鶴平君	喜一君	福君
岡田	信次君	中川	吉野	信次君	大谷	高橋	西岡	高橋	高橋	喜一君	仁田
田中	啓一君	寺尾	吉野	信次君	郡	衛君	ハル君	賛雄君	武藏君	喜一君	永岡
長谷山行教君	望潤君	豊君	小澤久太郎君	松平	勇雄君	木内	四郎君	秋山俊一郎君	高橋進太郎君	喜一君	上原
宮本	邦彥君	幸平君	小澤久太郎君	松平	高橋進太郎君	木内	四郎君	高橋進太郎君	高橋進太郎君	喜一君	正吉君

平林 太一君	八木 秀次君	井村 德二君	加藤シヅエ君
紅露 みつ君	松澤 錦人君	鈴木 一君	加瀬 完君
加瀬 完君	有馬 英二君	千田 正君	上條 愛一君
菊田 七平君	木村禎八郎君	笠森 順造君	長谷部ひろ君
木村禎八郎君	村尾 重雄君	相馬 助治君	相馬 助治君
村尾 重雄君	一松 定吉君	鶴見 祐輔君	鶴見 祐輔君
一松 定吉君	羽仁 五郎君	苦米地義三君	苦米地義三君
羽仁 五郎君	國務大臣	堀 眞琴君	堀 眞琴君
國務大臣	外務大臣	岡崎 謙男君	岡崎 謙男君
大藏大臣	農林大臣	小笠原三九郎君	小笠原三九郎君
郵政大臣	國務大臣	保利 茂君	保利 茂君
國務大臣	國務大臣	塙田十一郎君	塙田十一郎君
國務大臣	國務大臣	諸方 竹虎君	諸方 竹虎君
國務大臣	國務大臣	大野 伴睦君	大野 伴睦君
國務大臣	國務大臣	木村篤太郎君	木村篤太郎君
政府委員	行政管理厅	岡部 史郎君	岡部 史郎君
	管理部長		
自治厅次長	鈴木 俊二君		
自治厅税務部長	奥野 誠亮君		
外务政務次官	小瀧 彰君		
文部政務次官	植木廣子郎君		
建設政務次官	福井 勇君		
建設政務次官	南 好雄君		

參議院会議錄第十六号正誤

正
三
一
君
石
油
三
割
原
油
三
割
正
三
一
君
石
油
三
割
原
油
三
割
正
三
一
君
石
油
三
割
原
油
三
割

昭和二十九年三月十七日

參議院會議錄第十九号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(配送料共)

発行所

大藏省印刷局
東京市新宿区市谷茶村町二五
電話九三三九五九五五
一九三五零零零零
官報

一一七一